

令和4年度主要事業に関する要望

(国 へ の 要 望)

令和3年7月

広 島 市

目 次

重点要望項目

【平和への取組】

- 1 核兵器廃絶に向けた取組の推進について (外務省関係) …… 2

【原爆被爆者援護施策の充実】

- 2 公益財団法人放射線影響研究所の移転について
(厚生労働省・外務省関係) …… 4
- 3 原子爆弾被爆者に対する援護の拡充強化等について
(厚生労働省関係) …… 6

【都市再生・都市基盤の整備】

- 4 サッカースタジアム建設事業の推進について (国土交通省関係) …… 12
- 5 広島駅南口広場の再整備等の推進について (国土交通省関係) …… 14

要望項目

【地方創生・地方分権改革の推進】

- 6 広島広域都市圏の発展について (総務省・内閣府・内閣官房関係) …… 18
7 地方分権の推進について (内閣府・総務省関係) …… 20

【平和への取組】

- 8 原爆・平和展の開催について (厚生労働省・外務省関係) …… 24

【原爆被爆者援護施策の充実】

- 9 放射線被曝者医療国際協力の推進について
(厚生労働省・外務省・文部科学省関係) …… 28

【子育て支援の充実】

- 10 保育サービスを支える保育士及び放課後児童支援員の確保について
(内閣府・厚生労働省関係) …… 30

【保健・医療・福祉サービスの充実】

- 11 国民健康保険に対する国庫負担の更なる拡充について
(厚生労働省関係) …… 34
12 こども医療費補助に係る統一的な制度の創設について
(内閣府・厚生労働省関係) …… 38
13 造血幹細胞移植後のワクチン再接種について (厚生労働省関係) …… 40

【都市再生・都市基盤の整備】

- 14 平成26年8月20日豪雨災害被災地の復興まちづくりの推進について
(国土交通省関係) …… 42
15 ひろしま西風新都の都市づくりの推進について (国土交通省関係) …… 44
16 西広島駅北口土地区画整理事業の推進について (国土交通省関係) …… 46
17 向洋駅周辺青崎土地区画整理事業の推進について (国土交通省関係) …… 48
18 「インフラ資産」の老朽化対策について (国土交通省関係) …… 50
19 都市公園整備事業の推進について (国土交通省関係) …… 52
20 下水道施設の改築への国費負担の継続について
(国土交通省・財務省関係) …… 54
21 公共下水道事業等の推進について (国土交通省・総務省・内閣府関係) …… 56

【道路・交通ネットワークの整備】

- 22 新交通ネットワークの整備推進について (国土交通省関係) …… 58
23 広島高速道路(指定都市高速道路)の整備促進について
(国土交通省関係) …… 60
24 直轄国道の整備促進について (国土交通省関係) …… 62
25 道路事業の推進について (国土交通省関係) …… 64
26 街路事業の推進について (国土交通省関係) …… 66

【防災・減災のまちづくりの推進】

- 27 土砂災害防止対策の充実について (国土交通省関係) …… 68
- 28 大雨及び洪水に関する気象警報・注意報の発表区分について
(国土交通省関係) …… 72
- 29 港湾海岸高潮対策事業の促進について (国土交通省関係) …… 74
- 30 太田川高潮対策事業の促進について (国土交通省関係) …… 76

【教育の充実】

- 31 教職員配置の充実改善について (文部科学省関係) …… 78

重点要望内容

1 核兵器廃絶に向けた取組の推進について

(外務省関係)

要望内容

核兵器廃絶に向けた取組の推進

(要 旨)

本市は、国内外の 8,000 を超える都市が加盟する平和首長会議やこれら加盟都市の市民、NGO等と連携して、2020 年までの核兵器廃絶を目指した「2020ビジョン」を掲げ、積極的な展開を図ってきました。この取組は、2020 年までの核兵器廃絶を実現するものにはなりませんでしたが、核兵器禁止条約が発効するなど、廃絶に向けての一步を確かなものとすることになりました。本年 7 月には、平和首長会議の新しいビジョン及び行動計画を策定し、引き続き加盟都市との連携の下、「核兵器のない世界」の実現に向けて取り組んでいきます。

核兵器をめぐるのは、本年 1 月に、核兵器禁止条約が発効し、史上初めて核兵器が全面的に禁止されるべき対象であることを明確にする根本規範ができた一方で、核保有国はNPT第 6 条に定められている核軍縮の誠実交渉義務を果たさず、核戦力の増強や核兵器の近代化を進めています。また、米国・ロシア間で、2019 年 8 月に中距離核戦力（INF）全廃条約が失効しただけでなく、本年 3 月、英国政府が核弾頭保有数上限の引き上げを公表するなど、核軍拡競争に逆戻りすることも危惧される状況となっています。

国際社会は、「核兵器のない世界」こそあるべき姿であるとの認識の下、改めてNPT第 6 条の核軍縮の誠実交渉義務を確認し、具体的な核軍縮の措置を速やかに実施するべきです。核兵器禁止条約は、この核軍縮の延長線上にあり、現実的な手順を踏みながら、核兵器は違法であり、無くしていくという最終目標を目指して、誠実で忍耐強い対応を続けることが重要であると考えます。このため、世界中からより多くの人々に被爆地を訪れ、被爆の実相に触れ、心から核兵器廃絶を願うようになっていただくとともに、とりわけ各国の政治指導者には、核兵器廃絶に向けた決意を固めていただきたいと考えております。

本市としては、国際社会が核兵器廃絶に向かって前進するよう、被爆の実相を「守り、広め、伝える」取組をしっかりと進めるとともに、平和首長会議加盟都市とともに、市民一人一人が日常生活の中で平和について考え行動する平和文化を振興し、広く市民社会に「ヒロシマの心」への共感の輪を広げていく取組により一層尽力していきます。

国におかれても、本市の核兵器廃絶に向けた取組に御賛同いただき、世界の政治指導者や若者への広島・長崎訪問の働き掛けに格別の御配慮をお願いいたします。また、核兵器禁止条約への署名・批准を求める被爆者の思いを受け止めて同条約の締約国になり、核保有国と非核保有国の橋渡し役として、NPT等の体制下での核軍縮の議論に貢献するとともに、実効性のある核兵器禁止条約となるよう、積極的な外交展開をお願いいたします。

さらに、NPT再検討会議を始めとする核軍縮・不拡散に関する会議など、様々な国際会議の広島開催に向け、引き続き格別の御配慮をお願いいたします。

2 公益財団法人放射線影響研究所の移転について

(厚生労働省・外務省関係)

要望内容

放射線影響研究所の着実な移転及びその機能の更なる発展

(要 旨)

公益財団法人放射線影響研究所（以下「放影研」という。）は、原爆傷害調査委員会（ＡＢＣＣ）を前身として、昭和 22 年に創設されて以来、原子爆弾被爆者の健康管理と医療面の調査研究に大きな役割を果たしております。

この放影研に関しては、

- (1) ＡＢＣＣの比治山への建設に際し、本市は反対したが、占領下で強行されたものであり、移転は全市民的宿願であること。
- (2) 古くから市民に親しまれてきた比治山は、貴重な精神的・文化的財産であり、比治山の環境整備はかねてからの懸案であること。
- (3) 広島市総合健康センター、広島赤十字・原爆病院等との有機的な連携を図るため、これら施設と近接する地域にあることが望ましいこと。
- (4) 建設後 70 年近くが経過し、施設・設備の老朽化が著しく、これまで蓄積された被爆者の貴重な試料（血液）の保存など、今後、現行の機能の維持さえ困難となる可能性があること。

という経緯等があり、比治山からの早期移転が強く望まれております。

さらに本市では、被爆 70 周年の節目に当たる平成 27 年、被爆 100 周年を見据えて目指すべきまちの実現に向けて取り組む「まちづくり先導事業」の一つとして、放影研移転後の跡地利用を含む「比治山公園『平和の丘』構想」をまとめ、平成 29 年 3 月には、「比治山公園『平和の丘』基本計画」を策定し、現在、この計画に基づき、比治山公園再整備に取り組んでいます。

本市においては、昭和 61 年度に、広島大学工学部跡地を移転予定地（7,000 ㎡）として確保しており、放影研においても、平成 4 年度には

「放射線影響研究所基本計画」が策定されるなど移転計画が進められていましたが、米国側の財政上の制約等を理由に、いまだ移転実現には至っておりません。

こうした中、厚生労働省から本市に対し、放影研の移転を実現する方策として、既存の建物を賃借しそこに入居する方法で検討するという考え方が示されたことから、本市は、広島市中区千田町にある広島市総合健康センターを厚生労働省の考え方に適合した最適な候補施設と考え、放影研の移転用スペースを確保するため、平成 28 年 11 月、一般社団法人広島市医師会に対し、広島市総合健康センター内にある広島市医師会臨床検査センターを移転することについて検討いただくよう依頼を行いました。これに対し、平成 29 年 10 月、一般社団法人広島市医師会から、新たに整備する医師会館に臨床検査センターを移転させることにより、放影研の移転に全面的に協力したい、との検討状況の報告がありました。

こうした状況の中、平成 30 年度に、放影研において移転に関する調査が行われ、さらに、令和 2 年度には広島大学霞キャンパスが移転候補先に加わり、移転実現に向けて大きな第一歩を踏み出されたところです。

つきましては、放影研に係る機能の更なる発展に向け、早急に放影研の今後の方向性を決定され、早期に移転を実現していただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

公益財団法人放射線影響研究所の現況

- 1 所在地 広島市南区比治山公園
- 2 敷地面積 2 万 2,716 m²
- 3 建物面積 延 9,233 m²

3 原子爆弾被爆者に対する援護の拡充強化等について

(厚生労働省関係)

要望内容

- 1 被爆者に対する援護の拡充強化
- 2 「黒い雨降雨地域」の被爆地域への指定
- 3 より被爆者救済の立場に立った原爆症認定制度の運用
- 4 在外被爆者の実態に即した援護の充実
- 5 被爆建物等の保存に対する支援強化

(要 旨)

1 被爆者に対する援護の拡充強化

原子爆弾被爆者に対する援護については、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、保健、医療及び福祉にわたる総合的な対策が実施されておりますが、被爆者並びにその遺族及び家族は、原子爆弾の特異性により、被爆から 76 年が経過しようとしている今日においても社会的・医学的・精神的後遺症に苦しみ続けなければならない実情にあります。

また、被爆者の高齢化が一段と進み、平均年齢は 80 歳を超え、ひとり暮らしや寝たきり等日常生活に支援を要する者が年々増加しており、特に原子爆弾小頭症患者は、高齢化や親の死亡等により、安心した生活を営むことが困難となっています。

こうした被爆者に対する介護施策の拡充強化や原子爆弾小頭症患者が生涯にわたり安心した生活を営むための実態に即した支援の推進など、被爆者に寄り添った援護の早期の充実が望まれております。

つきましては、国の責任において、財源措置も含め、被爆者並びにその遺族及び家族の実態に即した対策をより一層充実強化していただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

2 「黒い雨降雨地域」の被爆地域への指定

本市では、平成 20 年度に大規模な調査を実施し、それにより判明した黒い雨降雨地域を第一種健康診断特例区域に指定するよう求めてきました。

これに対し、国は、この調査結果等が要望地域における広島原爆由来放射線による健康影響としての合理的根拠とはならないとする検討会の報告を踏まえ、被爆地域の拡大（第一種健康診断特例区域の指定）は困難であるとの見解を示されました。

一方で、住民の一部から被爆者健康手帳の交付を求める集団訴訟が提起され、令和 2 年 7 月には、原告の方々の請求を全面的に容認する旨の判決がありました。

この広島地方裁判所の判決は、黒い雨体験者の高齢化が着実に進んでいる中で、心身に苦しみを抱えてこられた黒い雨体験者の方々の長年の切なる思いと「黒い雨降雨地域」の拡大を目指す本市の思いが、司法の場で認知いただけたものと受け止めています。

このような状況の中で、国からは、本市からの「黒い雨降雨地域」の拡大についての強い要請を踏まえ、「黒い雨降雨地域」の拡大も視野に入れた再検討を行うため、これまで蓄積されたデータの最大限の活用等により、最新の科学技術を用いて、可能な限りの検証を行うという方針が提示されました。さらに、国においては、令和 2 年 11 月に、「第一種健康診断特例区域等の検証に関する検討会」を設置し、検証が進められているところです。

本市としては、黒い雨体験者の切なる願いを実現し、救済するためには、一刻も早く「黒い雨降雨地域」の拡大を実現していただく必要があると考えています。

つきましては、検証の実施に当たり、これまで本市が提出しているデータや、黒い雨体験者を対象とした相談・支援事業実施により把握した健康面での実態などを活用していただき、この検証を早急に進めるとともに、裁判の対応とは切り離し、科学的知見を超えた、言わば被爆者の立場に立った政治判断を優先していただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

3 より被爆者救済の立場に立った原爆症認定制度の運用

原爆症認定制度については、平成 25 年 12 月に改正された「新しい審査の方針」により運用がなされているところですが、現在も訴訟が続いており、行政認定と司法判断との乖離が解消されていない状況にあることから、被爆者の高齢化の現状に鑑み、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」の趣旨やこれまでの判決等を「総合的判断」による審査の判断材料とするなど、より被爆者救済の立場に立って制度を運用するとともに、高齢の被爆者が裁判による解決を求めなくてもよくなるように、引き続き必要な見直しを行っていただくよう、お願いいたします。

さらに、原爆症の認定に係る審査に当たっては、引き続き速やかな審査を行っていただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

4 在外被爆者の実態に即した援護の充実

(1) 在外被爆者の実情を踏まえた改善

在外被爆者の援護については、保健医療助成事業の導入、在外公館等を通じた被爆者健康手帳等の申請受付の開始、さらに平成 28 年 1 月からの「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づく医療費及び一般疾病医療費の支給開始と段階的に改善が進んできました。

また、平成 31 年 4 月からは、ブラジルの一部医療機関において、医療費及び一般疾病医療費の代行申請が可能となり、限定的ではありますが、在外被爆者の申請手続等の負担軽減が図られたところです。

しかしながら、依然として在外被爆者は国内とは医療制度が異なる様々な国や地域に居住していることから、引き続きその実情を踏まえて検討し、申請手続等の更なる負担軽減が図られ、国内被爆者と同様の援護が受けられるよう、必要な改善を行っていただくなど、格別の御配慮をお願いいたします。

(2) 在外公館等における被爆者支援の強化

在外公館等を通じた各種申請手続等について、十分に周知し円滑な実施を図っていただくとともに、手帳交付申請については、より一層の迅速な審査ができるよう、高齢化が進む在外被爆者の実情に即した対応について、格別の御配慮をお願いいたします。

また、医療費・一般疾病医療費及び保健医療助成費の支給についても、高齢化が進む在外被爆者が支給申請等を円滑に行えるよう在外公館等において支援を行っていただくとともに、在外被爆者健康相談等事業及び現地健康診断事業の実施に当たり、現地事務を行っている被爆者協会等の役員の高齢化が進み、事務を行うことが難しくなっていることから、在外公館等において支援を行うなど、より積極的な役割を果たしていただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

5 被爆建物等の保存に対する支援強化

被爆から75年以上が経過し、被爆者の高齢化が進む中、被爆の実相を伝えていくことが困難な時期にさしかかっており、原爆の惨禍を次世代に伝えるための事業の充実が望まれています。

こうした中、被爆の実相を伝えるもの言わぬ証人として、これまで以上に重要な役割を担うこととなる被爆建物・被爆樹木について、国においては、平成28年度から、広島・長崎にある被爆建物の保存に対する補助制度を創設され、平成31年度からは被爆樹木の保存に対する補助制度を創設されたところです。

しかしながら、失われてしまうと二度と取り戻すことのできない貴重な財産である被爆建物は刻々と劣化が進んでおり、また、大規模な被爆建物については保存工事の費用の確保が大きな課題となっています。

つきましては、被爆建物の保存に対する補助内容を拡充していただくとともに、被爆樹木の保存に対して引き続き充実した支援をいただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 被爆者数の推移

(単位：人)

| 区 分 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 | 令和2年 | 令和3年 | ピーク時 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------------------|
| 本 市 | 64,302 | 61,666 | 58,933 | 56,174 | 53,340 | 50,384 | 47,632 | 44,836 | 42,191 | 114,542 (昭和51年) |
| 全 国 | 201,779 | 192,719 | 183,519 | 174,080 | 164,621 | 154,859 | 145,844 | 136,682 | 127,755 | 372,264 (昭和56年) |

※ 各年3月31日現在

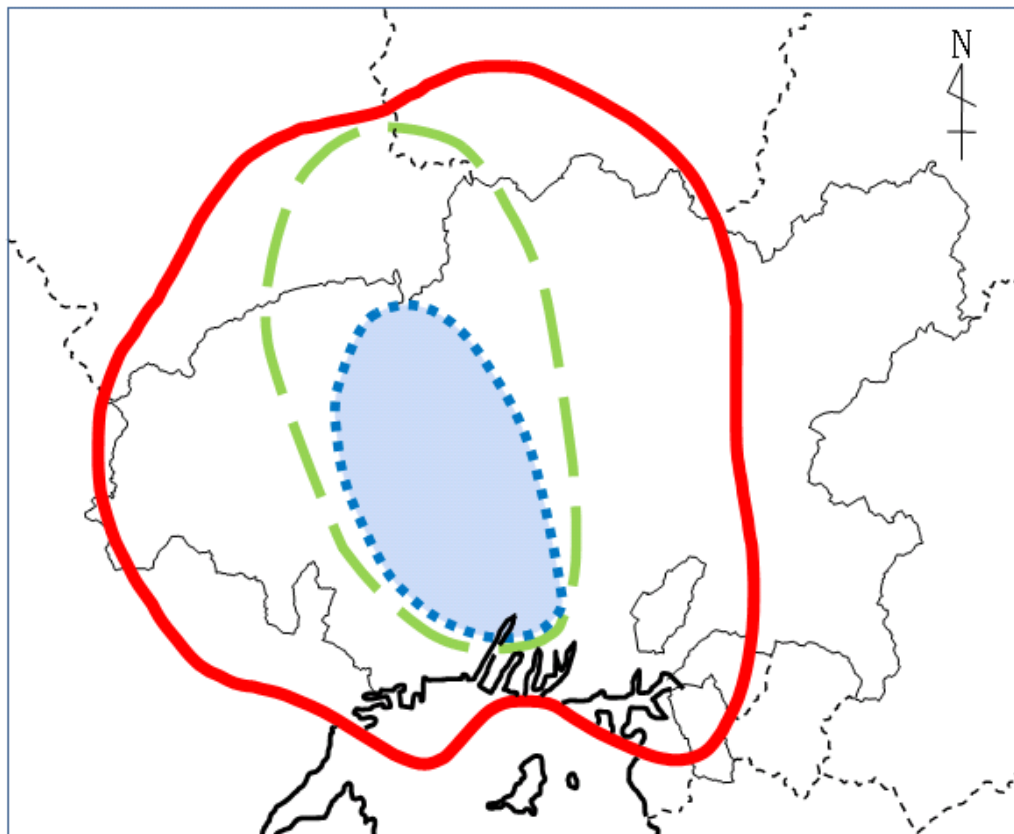
2 原子爆弾小頭症患者の現状

(単位：人)

| 区 分 | 広島市 | 広島県 | 長崎県 | 長崎市 | 北海道 | 神奈川県 | 大阪府 | 山口県 | 福岡県 | 合計 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|----|
| 人 数 | 9 | 2 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 16 |

※ 令和3年3月31日現在

3 黒い雨降雨地域図



| 凡例 | |
|----|--|
| | 「原爆体験者等健康意識調査」 (平成20年度)で判明した降雨地域 【黒い雨体験者相談・支援事業】 |
| | 宇田小雨地域 |
| | 宇田大雨地域 (現在の第一種健康診断特例区域) |

4 原爆症認定被爆者数の推移

(単位：人)

| 区分 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 | 令和2年 | 令和3年 | ピーク時 |
|----|-------|-------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|----------------------|
| 本市 | 3,707 | 3,810 | 4,046 | 4,058 | 4,107 | 4,061 | 3,950 | 3,862 | 3,784 | 4,107 (平成29年) |
| 全国 | 9,469 | 9,683 | 10,133 | 10,133 | 10,059 | 9,908 | 9,676 | 9,444 | 9,196 | 10,133 (平成27,28年) |

※ 各年3月31日現在

※ 医療特別手当及び特別手当受給者数の合計である。

5 在外被爆者への法律に基づく援護の実施状況

| 区 分 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-------------------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 被爆者健康手帳等の 処理件数 | 認 定 | 8 件 | 4 件 | 4 件 | 3 件 |
| | 却下等 | 14 件 | 12 件 | 12 件 | 16 件 |
| | 計 | 22 件 | 16 件 | 16 件 | 19 件 |
| 各種手当の申請件数 | 健康管理手当 | 11 件 | 21 件 | 21 件 | 8 件 |
| | 保健手当ほか | 23 件 | 28 件 | 28 件 | 17 件 |
| | 計 | 34 件 | 49 件 | 49 件 | 25 件 |

6 被爆建物の状況について

| 被爆建物 86 件 | | 公共所有 22 件 | | 民間所有 64 件 | |
|-----------|------|-----------|-----|-----------|------|
| 非木造 | 木造 | 非木造 | 木造 | 非木造 | 木造 |
| 30 件 | 56 件 | 21 件 | 1 件 | 9 件 | 55 件 |

※ 公共所有 22 件のうち、市所有 15 件、国所有（広島大学を含む）5 件、県所有 2 件

※ 令和3年4月1日現在

7 被爆樹木の樹勢の状況について

| 所有者 | 良 | やや不良 | 不良 | 著しく不良 | 枯死寸前 | 計 |
|-----|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|---------------|-----------------|
| 市 | 10 本 | 36 本 | 31 本 | 5 本 | 1 本 | 83 本 |
| 国・県 | 1 本 | 8 本 | 6 本 | 3 本 | 1 本 | 19 本 |
| 民間 | 9 本 | 31 本 | 15 本 | 3 本 | — | 58 本 |
| 計 | 20 本 (12.5%) | 75 本 (46.9%) | 52 本 (32.5%) | 11 本 (6.9%) | 2 本 (1.2%) | 160 本 (100%) |

※ 令和3年4月1日現在

4 サッカースタジアム建設事業の推進について

(国土交通省関係)

要望内容

サッカースタジアム建設事業の財源確保

(要 旨)

サッカースタジアムは、広島の新たなシンボルとして、広域的な集客効果を高めるなど、本市ひいては広島県全体の活性化につながるものであり、さらに、サッカーを通じた地域交流や国際交流も期待できることから、広島県、本市、広島商工会議所が連携して、その整備に向けて取り組んでいます。

スタジアムの建設場所は、本市の中心部に位置する中央公園広場であり、その立地を生かし、サッカーのための施設にとどまらず、都心部の再生の起爆剤となるよう、スタンド下を活用したにぎわい機能の導入等を進め、スタジアムを年間を通じて人が集まる施設としていくこととしています。

さらに、本事業と併行して、旧広島市民球場跡地を含む中央公園全体の空間づくりを進めることで、平和記念公園から旧広島市民球場跡地、サッカースタジアム、広島城、ひいては紙屋町周辺に至る、中央公園全体を使った大きな周遊ルートの形成につなげ、この一帯が中四国地方の発展を牽引する広島の新たな拠点となるよう取り組んでいくこととしています。

今後は、昨年度選定された事業者と契約締結し、基本・実施設計、建設工事に順次着手することとしており、令和 6 年の供用開始を目指して取り組んでまいります。

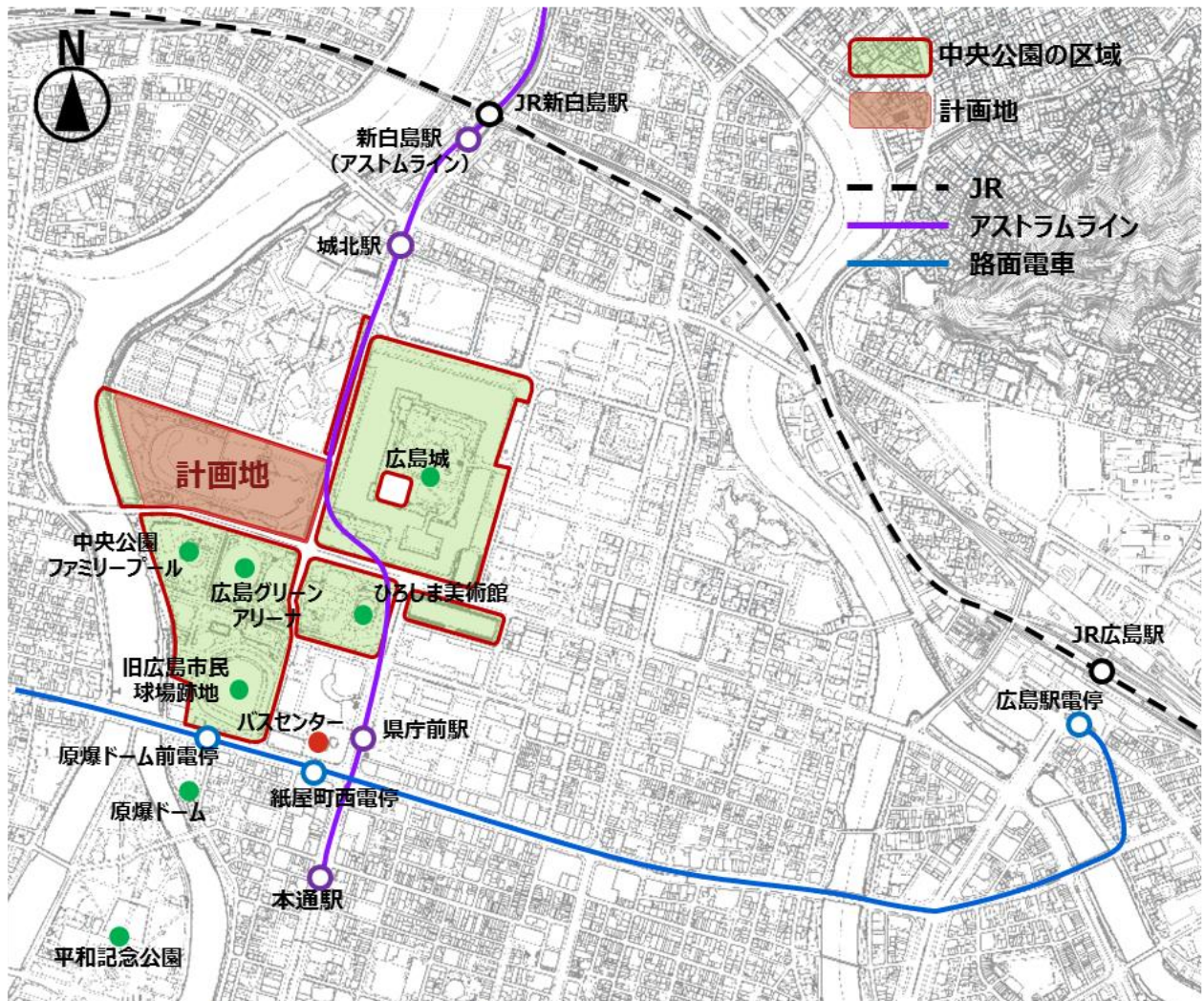
つきましては、サッカースタジアム建設事業の円滑な推進が図られるよう、その財源確保について格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 サッカースタジアム建設事業の概要

- (1) 建設場所 広島市中区基町 15 (中央公園広場内)
- (2) 完成目標 令和 6 年
- (3) 総事業費 約 271 億円

2 位置図



5 広島駅南口広場の再整備等の推進について

(国土交通省関係)

要望内容

広島駅南口広場の再整備等の財源確保

(要 旨)

本市では、広島駅南口において、交通結節点としての機能性、安全性、快適性の確保などはもとより、国内外からの来訪者に対しても世界に誇れる広島の顔となる場所とするため、駅ビルの建替えを行うJR西日本や路面電車を運行する広島電鉄と連携し、広島駅南口広場の再整備、ペDESTリアンデッキの整備、路面電車の駅前大橋ルートの新設などを行うことにより、陸の玄関にふさわしいまちづくりを進めることにしています。

本年度は、特定都市再生緊急整備地域の指定等を要件とする国際競争拠点都市整備事業として国からの新たな御支援もいただき、広場内において路面電車高架橋の下部工事などを行うこととしており、駅前大橋ルートなどについては、新駅ビルの開業と同時期の令和7年春の供用開始を目指して整備を進めます。その後、既存の路面電車乗降場を撤去し、令和8年度末までにペDESTリアンデッキの整備やバス、タクシー、マイカーの各エリアの再整備が完了するよう取り組んでまいります。

つきましては、広島駅南口広場の再整備等の円滑な推進が図られるよう、その財源確保について、格別の御配慮をお願いいたします。

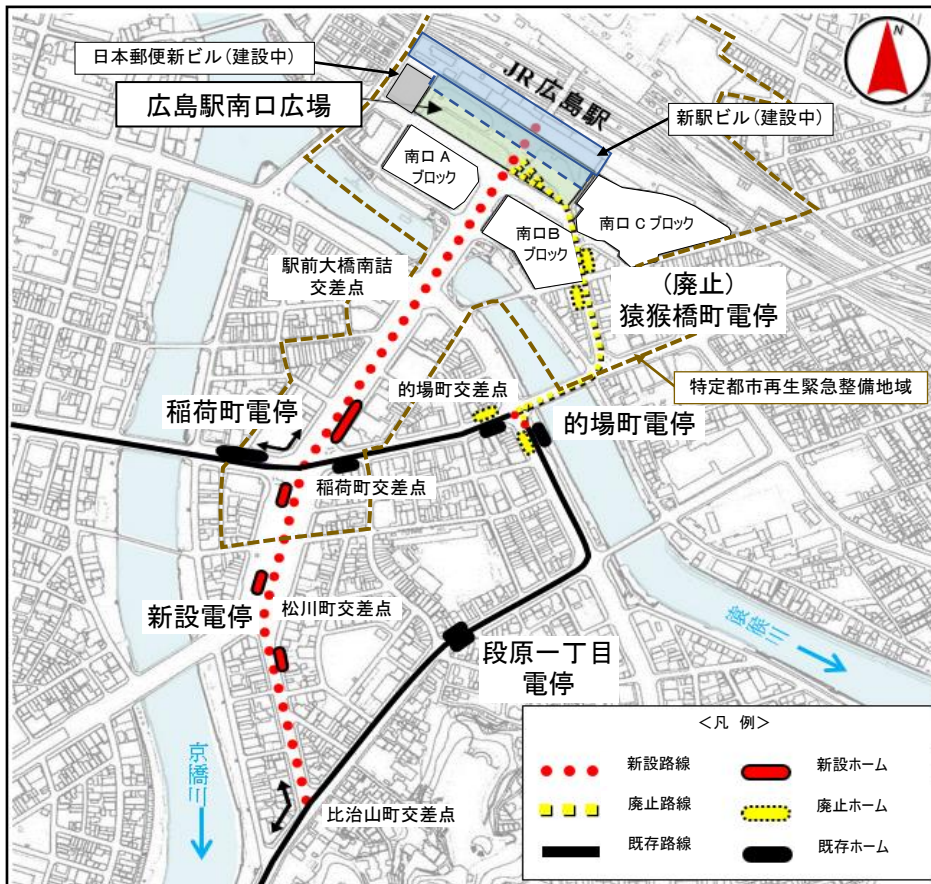
(参 考)

1 事業概要

- 国際競争拠点都市整備事業【広島都心地域】 及び
社会資本総合整備事業【広島陸の玄関にふさわしい交通結節点の実現
と公共交通ネットワークの機能強化（I期）】
 - ・ 広島駅南口広場の再整備、ペDESTリアンデッキの整備
 - ・ 路面電車の駅前大橋ルート及び循環ルートの整備

2 総事業費 360 億円

3 位置図等



広島駅南口広場全景

要望内容

6 広島広域都市圏の発展について

(総務省・内閣府・内閣官房関係)

要望内容

地方創生を実現するための「連携中枢都市圏制度」を活用した取組や「総合戦略」を推進するための施策に対する地方財政措置の拡充

(要 旨)

社会経済情勢の変化、とりわけ人口減少という避けては通れない事態を前にしては、地方創生という課題と向き合いながら、大胆な施策を展開していくことが必要です。

そこで、本市は、本市の都心部からおおむね 60 km の圏内にあつて経済面や生活面で深く結び付いている近隣市町と、“都市連盟”とも言うべき強固な信頼関係を基盤として、地域の資源を圏域全体で生かす様々な施策を展開することで、圏域経済の活性化と圏域内人口 200 万人超の維持を目指す「200 万人広島都市圏構想」を実現したいと考えています。

この「200 万人広島都市圏構想」の実現に向けて、本市と 24 市町との間でそれぞれ連携協約を締結するとともに、都市圏の目指す将来像とその実現を図るための具体的な施策を取りまとめた「広島広域都市圏発展ビジョン」を策定し、「連携中枢都市圏制度」を活用した具体的な取組を進めているところです。

こうした中、令和 3 年度には連携市町の特別交付税措置率の引き下げが行われるなど、連携市町の財政負担が増加する状況にあります。

つきましては、「連携中枢都市圏制度」に基づく連携中枢都市及び連携市町の取組に対する地方財政措置の拡充について、格別の御配慮をお願いいたします。

併せて、地方創生の効果をより一層高めるため、「連携中枢都市圏制度」を活用した施策と車の両輪のように連携して取り組む、本市の「総合戦略」を推進するための施策に対しても、十分な規模で地方財政措置が講じられるよう、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

広島広域都市圏



広島広域都市圏協議会を広島、山口両県の12市13町（広島市、呉市、竹原市、三原市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町及び平生町）で構成

7 地方分権の推進について

(内閣府・総務省関係)

要望内容

- 1 地方分権改革における提案募集項目の実現
- 2 新たな大都市制度「特別自治市」の創設

(要 旨)

1 地方分権改革における提案募集項目の実現

人口減少・少子高齢化社会を迎え、住民のニーズがますます多様化・複雑化する中、地域住民の意向に沿った真の分権型社会を実現していくためには、住民に最も身近な基礎自治体が、国や県などの行政組織と緊密な連携を図りながら、住民の視点で実現可能な方策を模索し、地域に根ざした政策決定を行うことが重要であると考えています。

こうした中、地方分権改革に関し、国においては、平成 26 年 5 月から、地方の発意に根ざした新たな取組の推進を目的に、全国的な制度改正に係る提案を募集されています。

本市では、真の分権型社会の実現を目指すため、この提案募集を積極的に活用することとしており、本年度は「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分における報告時期の見直し」を求める提案など、4 件の提案を提出しています。

つきましては、本市からの提案項目の実現に向け、格別の御配慮をお願いいたします。

2 新たな大都市制度「特別自治市」の創設

現行の指定都市制度は、人口減少や少子高齢化、社会資本の老朽化などの課題や圏域全体の活性化・発展の牽引役として指定都市が求められる役割に十分に対応できる制度にはなっていません。

このため、現行の指定都市制度を抜本的に見直し、基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるよう、一元的・総合的な事務・権限とそれに見合う自主財源を制度的に保障する新たな大都市制度「特別自治市」を創設する必要があると考えています。

つきましては、第30次地方制度調査会から示された課題に対し、令和3年5月に指定都市市長会が示した対応の方向性も踏まえ、速やかに制度の創設に向けた議論を加速するなど、「特別自治市」の創設について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 令和3年度 地方分権改革に関する本市提案

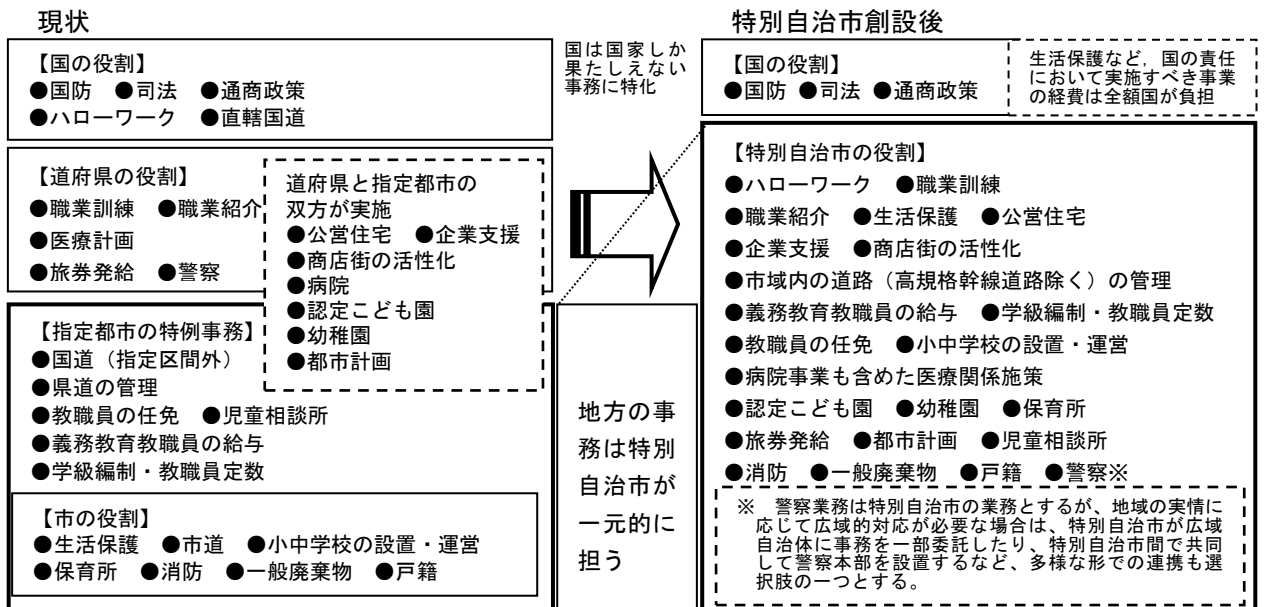
| No. | 提 案 項 目 | 制度の所管 関係府省庁 |
|-----|---|----------------|
| 1 | 公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分における報告 時期の見直し | 文部科学省 |
| 2 | 離島活性化交付金の弾力的運用 | 国土交通省 |
| 3 | 農林水産業を営む者が行う野外焼却に関する廃棄物の処理 及び清掃に関する法律及び同法施行令並びに関連通知の解 釈の明確化 | 環境省 |
| 4 | 認定農業者等が農業経営基盤強化促進法に基づく利用権に より使用している農地の所有権移転に係る許可要件の緩和 等 | 農林水産省 |

2 新たな大都市制度「特別自治市」について

(1) あるべき大都市制度の姿 ～特別自治市の創設～

- 大都市の潜在能力を極限まで引き出し、日本を牽引するエンジンとなるための選択肢
- 大都市の市域においては、従来の二層制の自治構造を廃止し、広域自治体に包含されない「特別自治市」を創設
- 「特別自治市」は、現行制度で国や道府県の事務とされているものも含め、地方が行うべき事務の全てを一元的に担うことを基本
- 市域内の地域課題に対応するため、各都市の実情に応じ住民自治・住民参加の仕組みを構築
- 大都市圏域における広域的行政課題については、大都市を中心とした基礎自治体間の連携で対応
- 特別自治市の創設に当たっては、新たな役割分担に応じた税財政制度を構築

(2) 特別自治市の担うべき事務について（主要な業務）



8 原爆・平和展の開催について

(厚生労働省・外務省関係)

要望内容

- 1 国による海外での原爆展の開催の拡充
- 2 広島・長崎両市が開催している原爆・平和展への財政支援等

(要 旨)

広島・長崎両市は、今日まで、被爆の実相を国の内外に伝えるとともに、核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現を訴え続けてきました。

その手段の一つとして、これまで、北米、欧州、アジア、大洋州及び中南米の諸都市において原爆・平和展を開催し、大きな反響を得てきましたが、一方で、原爆被害の実相がいまだ十分に知られていないことも事実です。

核兵器をめぐるのは、核兵器禁止条約が令和 3 年 1 月 22 日に発効し、核兵器のない世界の実現に向けた新たなスタートがきられたものの、核保有国は核不拡散条約（NPT）第 6 条核軍縮の誠実交渉義務を果たすどころか、核戦力の増強や核兵器の近代化を進めるなど、被爆地の願いに反する動きが見られる状況にもなっています。原爆・平和展の開催は、核兵器廃絶の国際世論を高め、核抑止力に依存する核保有国の政策を変えさせていく上で、有効な手段の一つであり、人類史上唯一の被爆体験を持つ我が国には、被爆の実相を伝える積極的な取組が求められています。

こうした中、本市では、平成 7 年以来、核超大国であるアメリカ、ロシアを始めとする 19 か国 53 都市において「ヒロシマ・ナガサキ原爆・平和展」を開催しています。

国におかれては、本年度、ドイツにおいて原爆展を開催するとともに、広島・長崎両市が開催する海外原爆・平和展への人的・物的連携を続けていただく予定となっていますが、今後より一層広く国内外に被爆の実相を伝えていくため、国による海外での原爆展の開催の拡充及び広島・長崎両市が開催している原爆・平和展への財政支援や連携強化について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

「ヒロシマ・ナガサキ原爆・平和展」について

1 事業主体

広島市、長崎市、現地主催団体

2 事業内容

(1) 開催場所

核保有国を中心とした各国の主要都市

(2) 主な内容

- ア 被爆の実相や現在の核の状況、今日の広島・長崎の姿を示す写真パネル等及び市民が描いた原爆の絵の展示
- イ 被爆資料の展示
- ウ 被爆の実相を伝えるビデオの上映
- エ 被爆体験証言の開催 など

3 これまでの開催状況

| 開催場所 | 開催期間 | 入場者数 | 備考 |
|--|---------------------------|-----------------------------------|----|
| 米国・ワシントンD. C. アメリカン大学 | 平成 7年7月8日 ～7月27日 | 約3,000人 | |
| 米国・ミズーリ州コロロンビア市 スティーブン大学 | 平成 8年8月20日 ～9月1日 | 約2,700人 | |
| イタリア・ウンブリア州 ペルージア市ロッカ・パオリーナ アッシジ市アッシジ市役所 | 平成 9年3月1日 ～3月31日 | ペルージア市 約3万3,000人 アッシジ市 約1万人 | |
| 米国・ニューヨーク市 ニューヨーク市立大学 | 平成 9年9月2日 ～10月9日 | 約6,300人 | |
| インド・ムンバイ市 ネールセンター | 平成10年1月30日 ～2月19日 | 約5万4,000人 | |
| インド・ニューデリー市 国立科学センター | 平成10年4月10日 ～5月15日 | 約2万8,000人 | |
| イタリア・コモ市 サン・フランセスコ | 平成10年5月2日 ～5月29日 | 約4,300人 | |
| 米国・マサチューセッツ州 タフツ大学アートギャラリー | 平成10年10月15日 ～平成11年1月3日 | 約6,000人 | |
| 英国・リーズ市 王立武器博物館 | 平成11年8月14日 ～10月3日 | 約1万8,000人 | |
| カザフスタン・セミパラチンスク市 国立ニゾロフ美術館 | 平成11年8月22日 ～9月12日 | 約1万5,000人 | |
| カザフスタン・アルマティ市 アルマティ市科学アカデミー | 平成11年9月5日 ～9月15日 | 約3,200人 | |
| カザフスタン・アルマティ市 アルマティ市科学アカデミー | 平成11年9月5日 ～9月15日 | 約3,200人 | |
| スイス・ジュネーブ市 バッティマン・フォルスモトリス | 平成11年10月23日 ～10月31日 | 約4,000人 | |

| 開催場所 | 開催期間 | 入場者数 | 備考 |
|---|----------------------------|-----------|-------------------|
| 米国・カリフォルニア州サンタバーバラ市 ウェストモント大学 | 平成12年9月1日 ～9月29日 | 約1,500人 | |
| オーストリア・ウィーン市 ウィーン国際センター | 平成12年9月5日 ～10月30日 | 約1万8,500人 | |
| 米国・テネシー州マーフリーズボロ市 中部テネシー州立大学 | 平成12年10月7日 ～10月28日 | 約1,500人 | |
| ドイツ・ハノーバー市 ハノーバー市役所 | 平成12年11月20日 ～12月8日 | — | |
| ロシア・ボルゴグラード市 国立スターリングラード攻防戦パノラマ 博物館 | 平成13年9月8日 ～10月7日 | 約4万人 | |
| 米国・オハイオ州オーバリン市 ファイアーランド協会芸術ギャラリー | 平成13年9月9日 ～9月21日 | 約1,700人 | |
| ニュージーランド・クライストチャーチ市 カンタベリー博物館 | 平成14年3月16日 ～4月21日 | — | |
| ニュージーランド・ウェリントン市 マイケル・フォーラー・センター | 平成14年5月1日 ～5月12日 | 約6万人 | |
| ニュージーランド・オークランド市 アオテア・センター | 平成14年9月24日 ～10月17日 | 約2万人 | |
| カナダ・オタワ市 ディーフェンバンカー・カナダ冷戦博物館 | 平成14年11月21日 ～平成15年3月17日 | 約4,000人 | |
| 米国・アトランタ市 エモリー大学シャトンギャラリー | 平成15年9月15日 ～11月15日 | 約5万5,000人 | |
| 英国・コベントリー市 ハーバート美術館・博物館 | 平成15年10月3日 ～10月29日 | 約5,700人 | |
| 英国・マンチェスター市 マンチェスター市庁舎 | 平成16年2月3日 ～2月27日 | 約5,000人 | |
| 英国・リーズ市 メトロポリタン大学 | 平成16年5月28日 ～6月18日 | 約5,000人 | |
| フランス・オーバーニュ市 シャペル・デ・ペニタント・ヌワル | 平成16年9月14日 ～9月29日 | 約2,000人 | |
| フランス・ナント市 エスパス・コスモポリス | 平成17年1月11日 ～2月27日 | 約6,000人 | |
| 米国・コンプトン市 コンプトン・コミュニティ・カレッジ | 平成17年3月18日 ～4月22日 | 約3,800人 | |
| 米国・ニューヨーク市 国連本部1階ロビー等 | 平成17年5月2日 ～5月27日 | — | 日本原水爆被害者団体協議会との共催 |
| 米国・セントポール市 セントポール市庁舎 | 平成17年8月25日 ～9月15日 | 約1,200人 | |
| フランス・パリ市 パリ市役所展示ホール | 平成17年9月5日 ～10月4日 | 約2万200人 | |
| カナダ・バンクーバー市 総合アトラクション施設 ストーリアム | 平成18年6月9日 ～6月30日 | 約2,100人 | |
| 米国・ポートランド市 ポートランド州立大学 学生会館内 | 平成18年11月2日 ～11月29日 | 約3,100人 | |
| 米国・シカゴ市 デュポール大学 学生会館内 | 平成19年10月15日 ～平成20年1月21日 | 約5,000人 | |
| ブラジル・サンパウロ市 サンパウロ州立移民記念館 | 平成20年8月2日 ～9月7日 | 約1万1,000人 | |
| ロシア・オレンブルグ市 オレンブルグ国立大学 | 平成21年10月14日 ～11月1日 | 約5,000人 | |
| 米国・ニューヨーク市 国連本部1階ロビー | 平成22年5月3日 ～6月22日 | — | 日本原水爆被害者団体協議会との共催 |
| 英国・ロンドン市 イベントホール「フレンズハウス」 | 平成22年8月2日 ～8月12日 | 約1,500人 | |
| オーストラリア・ケアンズ市 タンクス芸術センター | 平成23年10月14日 ～11月16日 | 約5,200人 | |
| オーストラリア・メルボルン市 ガスワークス・アーツ・パーク | 平成24年10月9日 ～10月28日 | 約2,000人 | |

| 開催場所 | 開催期間 | 入場者数 | 備考 |
|--------------------------------------|----------------------------|------------|-------------------|
| オーストラリア・アデレード市 ハイヤー・グラウンド | 平成24年11月3日 ～11月29日 | 約1,100人 | |
| オーストラリア・ブリスベン市 ブリスベン市立スクウェアライブラリー | 平成25年3月1日 ～4月30日 | 約13万人 | |
| クロアチア・ザグレブ市 科学博物館 | 平成25年9月10日 ～10月6日 | 約2,000人 | |
| クロアチア・ビオグラード・ナ・モル市 郷土博物館 | 平成25年10月10日 ～12月6日 | 525人 | |
| スペイン・バルセロナ市 ボルン文化センター | 平成27年1月13日 ～2月8日 | 約9万4,100人 | |
| スペイン・グラナダ市 グラナダ博物館 | 平成27年2月11日 ～3月8日 | 約1,100人 | |
| 米国・ニューヨーク市 国連本部1階ロビー | 平成27年4月23日 ～5月31日 | — | 日本原水爆被害者団体協議会との共催 |
| 米国・ワシントンD. C. アメリカン大学 | 平成27年6月13日 ～8月16日 | 約5,000人 | |
| 米国・ボストン市 ボストン大学 | 平成27年9月11日 ～10月18日 | 863人 | |
| 米国・シカゴ市 日本文化会館 | 平成28年10月1日 ～10月29日 | 約1,200人 | |
| ハンガリー・ブダペスト市 岩の病院・核の避難所博物館 | 平成29年6月1日 ～10月31日 | 約9万人 | |
| モンテネグロ・コトル市 コトル文化センター | 平成29年11月15日 ～11月30日 | 約1,600人 | |
| ハンガリー・ブダペスト市 岩の病院・核の避難所博物館 | 平成29年12月20日 ～平成30年8月31日 | 約11万3,200人 | |
| フランス・カーン市 カーン記念館 | 平成30年9月20日 ～10月31日 | 約1万人 | |
| ベルギー・イーペル市 イーペル博物館 | 平成30年11月9日 ～12月2日 | 約2,100人 | |
| 米国・ロチェスター市 ロチェスター・モンロー郡中央図書館 | 令和元年9月16日 ～10月2日 | 約1,000人 | |
| 米国・ロサンゼルス市 全米日系人博物館 | 令和元年11月9日 ～令和2年3月1日 | 約2万8,000人 | |
| 米国・ホノルル市 戦艦ミズーリ記念館 | 令和2年8月13日 ～令和3年2月27日 | 約1万3,500人 | |
| 米国・ハワイ郡ヒロ町 ハワイ大学ヒロ校 | 令和2年12月7日 ～令和3年2月27日 | 約1,000人 | |

9 放射線被曝^{ばく}者医療国際協力の推進について

(厚生労働省・外務省・文部科学省関係)

要望内容

- 1 放射線被曝者医療国際協力推進協議会が行う事業に対する助成
- 2 国による放射線被曝者国際医療支援の推進及び同協議会事業との連携

(要 旨)

本市は、広島県及び医療を始めとする関係機関とともに、世界最初の被曝地として、長年にわたる被曝者治療の実績や各種の研究成果を生かし、広島を挙げて、世界の被曝者医療への貢献と国際協力の推進に資することを目的に、平成3年4月に放射線被曝者医療国際協力推進協議会（H I C A R E）を設立しました。

同協議会による、チェルノブイリ原子力発電所事故やセミパラチンスク核実験場を始めとした、世界の放射線被曝（爆）者医療への貢献は、国際的にも高い評価を得ており、平成26年5月には、国際原子力機関（I A E A）の協働センターに同協議会が指定されました。

このように国際的に高い評価を得ている我が国の放射線被曝（爆）者医療に係る知見は、原子爆弾被曝者に対する医療とともに今後ますます重要性が増すことから、国におかれても、同協議会が行う放射線被曝（爆）者医療を通じた国際協力事業の実施に対して、広く助成措置を講じていただくとともに、国際協力事業を積極的に推進し、同協議会が行う事業との連携を図っていただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 「放射線被曝者医療国際協力推進協議会」の事業内容

- (1) 研修医師等の受入れ・専門医師等の派遣事業
- (2) 放射線被曝者医療国際協力普及啓発事業
- (3) 調査研究事業

2 「放射線被曝者医療国際協力推進協議会」の構成

- | | |
|---------------------|---------------------|
| (1) (一社)広島県医師会 | (7) (公財)広島原爆障害対策協議会 |
| (2) (一社)広島市医師会 | (8) 広島赤十字・原爆病院 |
| (3) 広島大学 | (9) 広島県 |
| (4) 広島大学病院 | (10) 広島市 |
| (5) 広島大学原爆放射線医科学研究所 | (11) 学識経験者 |
| (6) (公財)放射線影響研究所 | |

3 事業費

令和3年度予算 2,601万円

※ 上記金額は、広島県・広島市の合計額であり、それぞれ1/2ずつを負担している。

10 保育サービスを支える保育士及び放課後児童支援員の確保について

(内閣府・厚生労働省関係)

要望内容

- 1 保育士の処遇改善の拡充強化
- 2 放課後児童支援員の処遇改善の拡充強化

(要 旨)

1 保育士の処遇改善の拡充強化

本市における令和3年4月1日現在の待機児童数は、保育園等の定員を増加させたことなどにより、前年度に比べ22人減の11人となりましたが、ゼロとはなりませんでした。

本市においては、今後、保育需要に応じて更なる受入枠の拡大を図ることとしていますが、広島県内の保育士の有効求人倍率が令和3年1月現在で3.27倍と全国で13番目に高いものとなっていることから、受入枠拡大に伴って必要となる保育士の確保が喫緊の課題となっています。

保育士の確保が困難な理由として、保育士の賃金が低いことが指摘されています。

国は、「ニッポン一億総活躍プラン」において、保育士の処遇に関し、全産業の女性労働者との賃金差の解消を図るとともに、全産業の男女労働者間の賃金差を縮める中で、必要に応じて更なる処遇改善を行うことを示し、平成29年度において、技能・経験を積んだ職員を対象とした月額4万円又は月額5千円の処遇改善を行い、さらに平成31年4月からは、全職員を対象とした1%（月3,000円相当）の処遇改善を行いました。

しかしながら、全産業の男女労働者との賃金差の解消のためには更なる処遇改善が必要であることから、早急に措置を講じていただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

2 放課後児童支援員の処遇改善の拡充強化

本市の放課後児童クラブについては、平成 27 年度に受入対象学年の上限を小学 3 年生から小学 6 年生に拡大したことを契機に利用申込者数が急増しています。これまで、本市直営の放課後児童クラブの増設や民間放課後児童クラブ事業者への補助により受入枠の拡大を図ってきましたが、令和 3 年 5 月 1 日現在の利用申込者数は 12,178 人であり、40 人の待機児童が生じています。

今後も引き続き放課後児童クラブへの需要が増加する見込みの中、待機児童を解消するため、更なる受入枠の拡大を図ることとしており、そのためには、民間活力の一層の活用が欠かせないものと考えています。このため、民間放課後児童クラブ事業者の公募条件を大きく左右する国の補助基準額について、令和 3 年度に引き上げを行っていただいたところですが、放課後児童支援員の処遇改善という観点から、更なる引き上げを行っていただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

また、本市直営の放課後児童クラブでは、更なる受入枠拡大に向けた放課後児童支援員の確保が喫緊の課題となっています。国においては、放課後児童支援員の勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善に要する費用を補助する「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」（以下「同事業」という。）を平成 29 年度に創設していただいたところですが、本市では、多くの放課後児童クラブが児童館内にあり、放課後児童支援員及び児童館指導員を同一の採用試験で公募により採用し、相互に人事異動を行うなど、両者の密接な連携の下、放課後児童クラブ及び児童館を運営しています。このため、同事業について、児童館指導員も対象として運用するなど、市町村の実態に応じた柔軟な運用を認めていただくよう、併せてお願いいたします。

(参 考)

1 保育園の待機児童数の状況（各年度4月1日現在）

（単位：人）

| 区分 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|
| 定員 (対前年度比) | 27,490 (855) | 28,336 (846) | 28,940 (604) | 29,419 (479) | 30,002 (583) |
| 入園申込 児童数 (対前年度比) | 26,835 (735) | 27,398 (563) | 27,898 (500) | 28,122 (224) | 27,964 (▲158) |
| 入園 児童数 | 26,207 | 26,681 | 27,100 | 27,323 | 27,424 |
| 入園希望 (入園待ち) 児童数 | 628 | 717 | 798 | 799 | 540 |
| 待機 児童数 (対前年度比) | 93 (▲68) | 63 (▲30) | 36 (▲27) | 33 (▲3) | 11 (▲22) |

2 保育士の有効求人倍率（令和3年1月現在）

全国 2.72倍

東京都 3.72倍（全国8位）

広島県 3.27倍（全国13位）

3 放課後児童クラブの待機児童数の状況（各年度5月1日現在）

（単位：人）

| 区 分 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 | 令和 2年度 | 令和 3年度 |
|-------------------|------------|-------------------|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| 定 員 (対前年度比) | 9,686 | 11,500 (1,814) | 12,215 (715) | 13,343 (1,128) | 13,966 (623) | 15,672 (1,706) | 16,229 (557) |
| 利用申込者数 (対前年度比) | 7,668 | 8,669 (1,001) | 9,778 (1,109) | 10,588 (810) | 11,599 (1,011) | 12,213 (614) | 12,178 (▲35) |
| 待機児童数 (対前年度比) | 238 | 44 (▲194) | 202 (158) | 25 (▲177) | 85 (60) | 119 (34) | 40 (▲79) |

4 放課後児童支援員・児童館指導員の採用状況

（単位：人）

| 募集 開始 日 | 平成31年度 | | | | | | | 令和2年度 | | | | | | |
|---------------|--------|------|-----|-----|------|-----|-----|-------|-----|-----|------|------|-----|-----|
| | 4/1 | 5/15 | 7/1 | 9/1 | 11/1 | 1/1 | | 4/1 | 6/1 | 8/1 | 10/1 | 12/1 | 1/1 | |
| 募集 人数 | 225 | 25 | 25 | 20 | 20 | 15 | 120 | 230 | 30 | 25 | 20 | 20 | 15 | 120 |
| 応募 者数 | 102 | 13 | 9 | 10 | 11 | 6 | 53 | 125 | 17 | 18 | 9 | 10 | 14 | 57 |
| 採用 者数 | 64 | 13 | 7 | 6 | 5 | 3 | 30 | 71 | 11 | 11 | 5 | 6 | 8 | 30 |

11 国民健康保険に対する国庫負担の更なる拡充について

(厚生労働省関係)

要望内容

- 1 国保の財政基盤強化のため措置された毎年度の財政支援の確実な実施及び国保財政の悪化に対する国庫負担の更なる拡充
- 2 国保保険料の都道府県単位での統一に向けての取組に対する財政支援の重点的な配分
- 3 こども医療費補助等を地方自治体が行う場合の国保国庫負担金等の減額措置の完全廃止

(要 旨)

1 国保の財政基盤強化のため措置された毎年度の財政支援の確実な実施及び国保財政の悪化に対する国庫負担の更なる拡充

国保は、他の医療保険制度と比較して被保険者に占める高齢者や低所得者の割合が非常に高く、各保険者は財政健全化に懸命に取り組んでいるものの、一般会計からの多額の繰入れを行っており、その財政基盤は極めて脆弱です。

平成 30 年度から、国保が都道府県単位化され、市町村は都道府県とともに、国保財政の健全化に取り組んでいるところですが、国保の財政基盤強化のため措置された毎年度 3,400 億円の財政支援は確実に実施するよう、お願いいたします。

また、高齢化の進展、医療の高度化に伴う一人当たり医療費の増加等により、今後も国保財政の悪化が見込まれることから、国民皆保険を支える国保の安定的な運営のため、国庫負担の更なる拡充など必要な財政措置を行っていただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

2 国保保険料の都道府県単位での統一に向けての取組に対する財政支援の重点的な配分

本市においては、平成 26 年に、広島県及び県内全 23 市町の連名により、国に対して、「都道府県を単位とする国民健康保険について、一定の経過措置期間を設けた上で、同一保険料とする」ことを提言しました。

その後、平成 27 年の国保法改正により、平成 30 年度から国保の都道府県単位化が実施され、平成 28 年 4 月の国の通知において、「将来的には、都道府県での保険料水準の統一を目指し、都道府県内の各地域で提供される医療サービスの均質化や医療費適正化の取組等を進めることが求められる。」と示されています。

広島県及び県内市町は、都道府県単位化後の早い段階での国保保険料の統一を目指して、首長レベル及び担当課長レベルで協議を行っています。

令和 3 年度保険者努力支援制度（都道府県分）から、評価指標に「保険料水準の統一に向けた取組の実施状況」が追加されましたが、国保保険料の都道府県単位での統一に向けて取り組んでいる都道府県においては、国保保険料の変動に対する手厚い激変緩和措置が必要になることから、こうした取組を行っている都道府県内の国保に対して、財政支援を重点的に配分していただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

3 こども医療費補助等を地方自治体が行う場合の国保国庫負担金等の減額措置の完全廃止

子どもや障害者等に対する医療費補助は、本来、少子化対策の一環として、また、社会的に弱い立場にある者を支援する観点から、国の施策として統一的に実施されるべきものです。

しかしながら、国におかれては、市民ニーズや必要性、緊急性等から地方単独事業として医療費補助を実施する地方自治体に対し、医療機関への安易な受診を促し医療費が増加しているとして、国民健康保険の国庫負担金等の減額措置を行っており、地方自治体の財政上の課題となっています。

平成 30 年度から、未就学児までの減額措置は廃止されましたが、就学児や障害者等を対象とする全ての減額措置を廃止するよう、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 広島市国保への一般会計繰入（法定外）の状況

| | 一般会計繰入額（法定外） |
|----------|--------------|
| 平成 29 年度 | 9.1 億円 |
| 平成 30 年度 | 6.7 億円 |
| 令和元年度 | 7.8 億円 |
| 令和 2 年度 | 3.0 億円（決算見込） |

2 広島市国保と健保組合の比較（平成 30 年度）

| | 広島市国保 | 健保組合 |
|------------|---------|---------|
| 65～74 歳の割合 | 46.2% | 3.3% |
| 1 人当たり医療費 | 41.2 万円 | 16.0 万円 |

3 国保県単位化後の広島県及び県内市町の協議状況

(1) 令和 2 年度

| | 開催回数 | 協議内容 |
|-------------------------------------|---|---|
| 国民健康保険連携会議 （県、全 23 市町の担当課長及び国保連） | 8 回 | <ul style="list-style-type: none">・ 広島県国民健康保険運営方針の中間評価及び見直し・ 施策目標の達成に向けた令和元年度の取組内容の検証・ 国保事業費納付金及び市町村標準保険料率の算定 等 |
| 資格調整チーム | 必要に応じて開催 | <ul style="list-style-type: none">・ 市町事務の効率化、標準化、広域化の推進に向けた取組の整理 等 |
| 給付調整チーム | | |
| 電算調整チーム | | |
| 収納調整チーム | | <ul style="list-style-type: none">・ 県内統一の口座振替促進キャンペーンの検討 等 |
| 予算・会計調整チーム | | <ul style="list-style-type: none">・ 令和元年度国保特会決算及び令和 2 年度保険料水準の統一に向けた取組 等 |
| 保険料（税）調整チーム | | |
| 保健事業調整チーム | <ul style="list-style-type: none">・ 標準的な保健事業に係る協議 等 | |

(2) 令和元年度

| | 開催回数 | 協議内容 |
|---|------|---|
| 国民健康保険広域化等 連携会議 (県、全 23 市町の担当課 長及び国保連) | 6 回 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料水準の統一に向けた各市町の取組状況及び激変緩和措置 ・ 施策目標の達成に向けた平成 30 年度の取組内容の検証 ・ 国保事業費納付金及び市町村標準保険料率の算定 等 |
| 運営作業部会 | 2 回 | ・ 市町事務の効率化、標準化、広域化の推進に向けた取組の整理 等 |
| 財務作業部会 | 3 回 | ・ 平成 30 年度国保特会決算及び令和元年度保険料水準の統一に向けた取組 等 |
| 医療費適正化作業部会 | 2 回 | ・ 標準的な保健事業に係る協議 等 |

4 広島県内市町の医療費と保険料の格差 (令和元年度)

| | | 金額 | 市町名 | 格差 |
|---------------|------|------------|-------|---------|
| 1 人当たり 医療費 | 最高 | 500, 212 円 | 大崎上島町 | 1. 33 倍 |
| | 13 位 | 424, 321 円 | 広島市 | |
| | 最小 | 376, 353 円 | 海田町 | |
| 1 人当たり 保険料 | 最高 | 102, 147 円 | 大竹市 | 1. 38 倍 |
| | 2 位 | 102, 033 円 | 広島市 | |
| | 最小 | 74, 259 円 | 神石高原町 | |

5 広島市国保における地方単独事業に係る国保国庫負担金等の減額状況

| | 29 年度 | 30 年度 | 元年度 |
|-----------|-------------|-------------|-------------|
| こども医療 | 35, 971 千円 | 9, 087 千円 | 9, 920 千円 |
| 重度心身障害者医療 | 479, 235 千円 | 492, 201 千円 | 507, 984 千円 |
| ひとり親家庭等医療 | 71, 602 千円 | 59, 351 千円 | 58, 046 千円 |
| 合計 | 586, 808 千円 | 560, 639 千円 | 575, 950 千円 |

12 こども医療費補助に係る統一的な制度の創設について

(内閣府・厚生労働省関係)

要望内容

こども医療費補助に係る統一的な制度の創設

(要 旨)

子どもの数の減少が相当長期にわたらざるを得ない状況下において、「少子化対策」は、あらゆる分野の政策を構成する重要な要素となっています。

国におかれては、教育の分野の少子化対策の取組として、幼児教育・保育の無償化に踏み切られ、また、子どもに関する施策の司令塔となるこども庁の設置も検討されているところです。こうした中、指定都市では、医療の分野においても、こども医療費補助に係る統一的な制度の創設・実施を改めて要請したいと考え、「子ども医療費助成制度のあり方に関する研究会」を設置し、検討を行ってきました。

その結果、こども医療費補助制度は、地方自治体の意見が反映され、地方自治体間で生じている差異をなくすような統一的な制度が望ましく、また、その制度の創設・実施のためには、国と地方自治体とで協議の場を持ち、子どもの医療費の自己負担を含む助成水準のあり方について検討し、子どもへの医療費補助制度の実現を目指す体制づくりが重要であるという認識を共有したところです。

本市としては、社会福祉や社会保障など、全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行われるべき事業を実施するための制度の創設については、国において主な役割を担っていただくとしても、住民福祉の増進に資する行政サービスを実施する基礎自治体も、その役割分担を踏まえ、共通の目標の達成に向けて、各々が自らの役割として、今何ができるのか、今後どのように進めるのかを共に議論した上で、統一的なこども医療費補助制度の創設と実施に向けて、制度のあるべき姿とその財源について目標を共有できるようにしていきたいと考えています。

つきましては、国と地方自治体が共同で検討を行う体制を構築していただくよう、また、子どもへの医療費補助に係る統一的な制度を創設していただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

1 国と地方自治体が共同で検討を行う体制の構築

医療保険制度における子どもの医療費の自己負担を含む助成水準のあり方につきましては、国と地方自治体が共同で検討し、指針を示していただいた上で、子どもへの医療費補助制度の必要性を共有していただきたい。

その検討に際しては、子どもたちが、日本のどこに住んでも安心して医療が受けられるよう、また、必要な財源を確保し長期的に安定した制度設計となるよう、国と地方自治体が共同で検討を行う体制の構築について、格別の御配慮をお願いいたします。

2 子どもへの医療費補助に係る統一的な制度の創設

地方自治体が独自に実施しているこども医療費補助制度は、長年にわたる制度の拡充を経て制度の内容に大きな差が生じており、統一的な制度の創設と実施に向けた検討に当たっては、所得制限や一部負担金を含む地方自治体における制度の運用実績等を分析・検討した上で、地方自治体の意見を反映させる必要があります。このため、国と地方自治体がこども医療費補助制度のあるべき姿について共同で検討を行い、連携して統一的な制度の創設・実施を目指していただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

13 造血幹細胞移植後のワクチン再接種について

(厚生労働省関係)

要望内容

造血幹細胞移植後のワクチン再接種を予防接種法上の定期予防接種に位置付けること

(要 旨)

造血幹細胞移植後の二次性免疫不全状態においては、移植前に得られた免疫能が低下もしくは消失せざるを得ず、種々の感染症に罹患する可能性が高くなるため、感染症の発生及びまん延防止の観点から、造血幹細胞移植後に必要と認められるワクチンの再接種については努力義務を課し、予防接種法上の定期予防接種に位置付けるよう、所要の見直しについて、格別の御配慮をお願いいたします。

また、このワクチン再接種を定期予防接種に位置付けることにより、被接種者の経済的負担が軽減されるとともに、接種による健康被害が発生した際に予防接種法に基づく救済が図られることで、接種環境が整備されるものと考えています。

(参 考)

1 造血幹細胞移植件数

(1) 全国と広島県の移植件数 (件)

| | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 令和元年 |
|-----|---------|---------|-------|
| 広島県 | 183 | 153 | 123 |
| 全国 | 5,904 | 5,673 | 5,860 |

(2) 令和元年の広島県の移植件数 123 件の医療機関、診療科別内訳

| 医療機関 | 診療科 | 移植件数 (件) |
|------------------|------|----------|
| 広島赤十字・原爆病院 | 小児科 | 3 |
| | 血液内科 | 61 |
| 広島大学病院 | 小児科 | 9 |
| | 血液内科 | 32 |
| 呉医療センター・中国がんセンター | 血液内科 | 10 |
| 広島西医療センター | 内科 | 5 |
| 公立学校共済組合 中国中央病院 | 血液内科 | 3 |
| 合計 | | 123 |

(出典)

「日本における造血細胞移植 2020 年度全国調査報告書」

日本造血細胞移植データセンター／日本造血細胞移植学会

2 定期予防接種 (A 類) のうち造血細胞移植ガイドラインで接種回数等が明記されているワクチン

| 名称 | 回数 |
|------------------------------|-----|
| 小児用肺炎球菌 | 4 回 |
| ヒブ | 4 回 |
| B 型肝炎 | 3 回 |
| 4 種混合 (ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ) | 4 回 |
| 麻しん・風しん | 2 回 |
| 水痘 | 2 回 |
| 日本脳炎 | 4 回 |
| 2 種混合 (ジフテリア・破傷風) | 1 回 |

(出典)

「造血細胞移植ガイドライン 予防接種 (第 3 版)」

日本造血細胞移植学会 (2018 年 4 月)

14 平成 26 年 8 月 20 日豪雨災害被災地の復興まちづくりの推進について

(国土交通省関係)

要望内容

被災地域を災害に強い安全なまちによみがえらせる復興まちづくり（Ⅱ期）（防災・安全）の財源確保
長束八木線ほか 1 路線の整備

（要 旨）

八木・緑井地区等で発生した土石流などにより 77 名もの尊い生命が失われ、被災家屋も 4,700 棟を超える甚大な被害をもたらした平成 26 年 8 月 20 日の豪雨災害から、来月で 7 年を迎えます。

本市では、広域避難路となる都市計画道路や砂防堰堤の整備などにより、今後とも安心して住み続けることのできる災害に強い安全なまちによみがえらせることを基本方針とした「復興まちづくりビジョン」を平成 27 年 3 月に策定し、このビジョンに掲げる様々な復興事業に取り組んでいます。

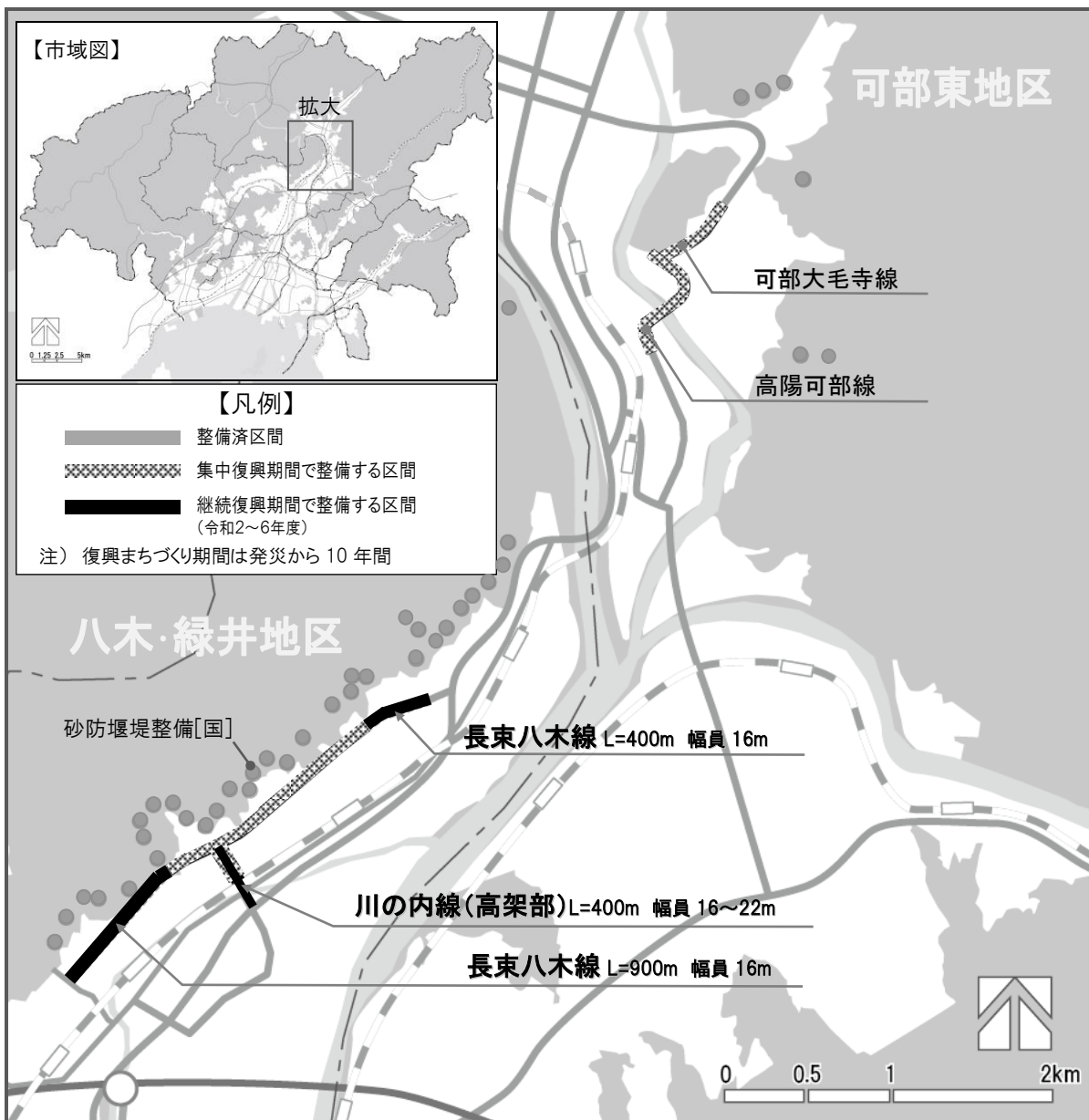
令和元年度までの「集中復興期間」の整備に引き続き、昨年度からは「継続復興期間」として、都市計画道路の整備等を行っているところです。

つきましては、これら復興まちづくり事業の円滑な推進が図られるよう、継続的な財源確保について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

事業の概要

| 区 分 | 事業期間 | 事業区間 延 長 | 幅 員 | 総事業費 |
|---|-------------|-------------|--------|------|
| 被災地域を災害に強い安全なまちによみがえらせる復興まちづくり（Ⅱ期） （防災・安全） （街路事業） | | | | |
| 長東八木線ほか 1 路線 | 令和2年度～令和6年度 | 1,700m | 16～22m | 83億円 |



15 ひろしま西風新都の都市づくりの推進について

(国土交通省関係)

要望内容

西風新都内幹線道路等の都市基盤施設整備の財源確保

(要 旨)

ひろしま西風新都の都市づくりは、本市中心部から北西方向約 5～10 km に位置する安佐南区沼田地区及び佐伯区石内地区の丘陵地約 4,570ha の区域に、本市と地域住民、民間開発事業者が連携して「住み、働き、学び、憩い、^{まも}護る」という都市機能を備えた 2030 年時点の計画人口 6 万 7 千人の新たな都市拠点を形成しようとするものです。

現在、民間開発事業者による丘陵部の開発は、計画開発地区の約 7 割の造成が完了しておりますが、これからの広島を、市域のみならず、県全体の活力を生み、さらには中四国地方の発展を牽引する存在としていくためには、優れた立地を生かし、既に快適な居住の場、貴重な産業集積の場となっている西風新都をより一層活用していく必要があります。

こうした中、平成 25 年 6 月に策定した「活力創造都市“ひろしま西風新都”推進計画 2013」に基づき、都市機能の強化、産業の振興、快適な居住空間の形成などの視点に立ち、幹線道路等の都市基盤施設整備について、選択と集中により計画的に都市づくりを進めています。

この都市づくりを早期に実現するためには、西風新都環状線（梶毛南工区）や西風新都環状線（善當寺工区）、新交通システム「アストラムライン」の延伸等の都市基盤施設の整備を計画的かつ着実に推進する必要があります。

つきましては、ひろしま西風新都の都市づくりの円滑な推進が図られるよう、これら都市基盤施設整備の財源確保について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

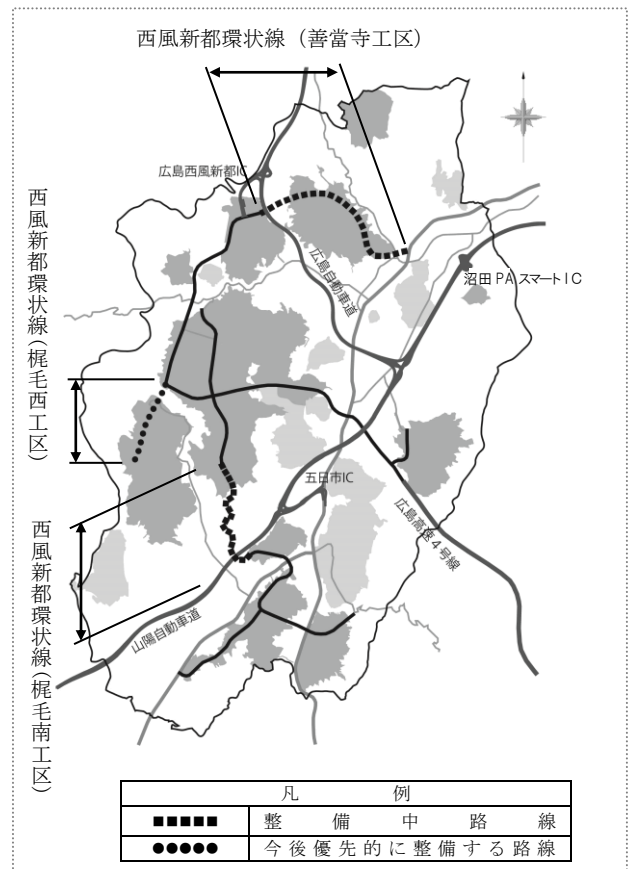
計画の概要

- 1 計画対象区域 安佐南区沼田地区及び佐伯区石内地区
- 2 面 積 約4,570ha
(うち民間開発事業者による計画開発地区 約1,200ha 16地区)
- 3 計 画 人 口 6万7千人 (2030年)
- 4 都 市 機 能
 - (1) 「住む」機能・・・居住地としての魅力向上、生活環境の向上
 - (2) 「働く」機能・・・雇用の創出、事業環境の向上
 - (3) 「学ぶ」機能・・・学習機会の充実、研究・学習環境の向上
 - (4) 「憩う」機能・・・スポーツ・レクリエーションの振興、芸術に親しみ文化薫る都市づくり
 - (5) 「^{まも}護る」機能・・・市域全体の防災力の向上、地域防災力の向上

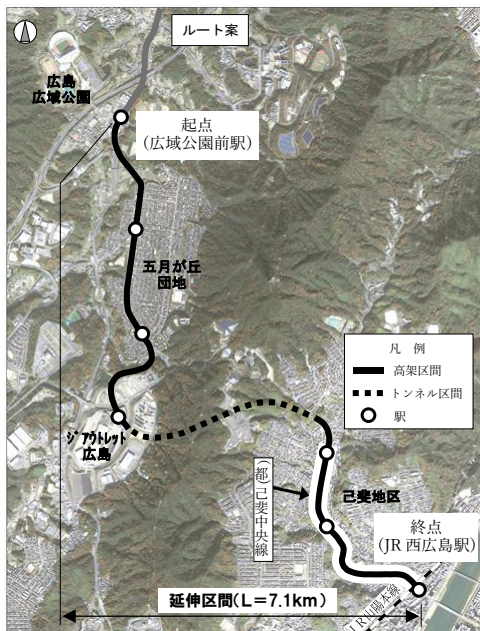
位置図



西風新都内幹線道路網整備計画



新交通システム「アストラムライン」の延伸計画



16 西広島駅北口土地区画整理事業の推進について

(国土交通省関係)

要望内容

西広島駅北口土地区画整理事業の財源確保

(要 旨)

西広島駅北口地区は、道路、公園などの公共施設整備が遅れているとともに、駅に隣接する優れた立地にも関わらず、商業の集積は見られず老朽化した住宅が密集しており、防災上及び交通安全などにおいて課題があります。

このため、土地区画整理事業により、公共施設の整備及び市街地の再編を行うとともに、幹線道路でありアストラムライン延伸計画（新交通西風新都線）の導入空間となる地区内の都市計画道路己斐中央線も一体的に整備することで、地域拠点にふさわしい交通結節点の強化及び健全な市街地の形成を図ることとしています。平成31年3月に事業計画を決定以降、これまで進めてきた、道路や公園の公共施設に充てるための土地の先行取得が昨年度末に完了し、現在、仮換地指定に向けた手続きを進めているところです。

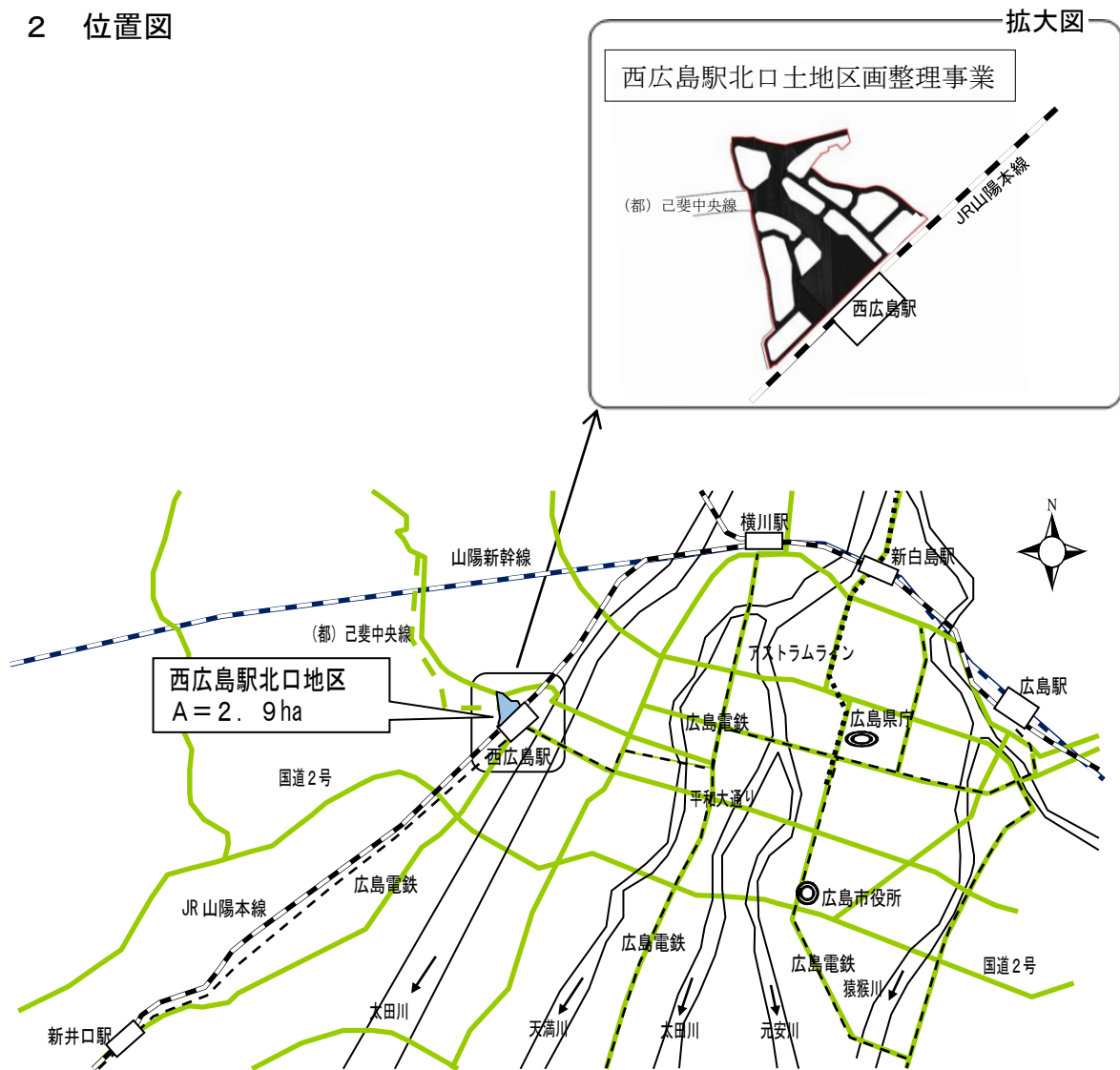
つきましては、西広島駅北口土地区画整理事業の円滑な推進が図られるよう、財源確保について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 事業の概要

| | |
|------|---|
| 地区名 | 西広島駅北口 |
| 事業期間 | 平成30年度から令和12年度（清算期間5年を含む。） |
| 施行面積 | 約2.9ha |
| 総事業費 | 約53億円 |
| 整備概要 | <ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路（己斐中央線）幅員23m 総延長約114m 駅前広場 面積約3,900㎡ 区画道路 幅員6m 特殊道路（自転車歩行者道）幅員4m 街区公園 面積約870㎡ |

2 位置図



17 向洋駅周辺青崎土地区画整理事業の推進について

(国土交通省関係)

要望内容

向洋駅周辺青崎土地区画整理事業の財源確保

(要 旨)

向洋駅周辺青崎地区は、都市計画道路、公園、下水道等の都市基盤施設が未整備であるとともに、老朽住宅が密集するなど、防災上、衛生上の課題を抱えており、また、J R山陽本線により地域が分断され、一体的な市街地の形成が阻害されております。

このため、広島市東部地区連続立体交差事業に合わせ、土地区画整理事業による都市基盤施設の整備と既成市街地の再構築を積極的に推進しております。平成 23 年度から仮換地指定を開始し、平成 27 年度には J R山陽本線北側について、家屋移転及び宅地整備を完了し、現在、南側区域内の建物移転及び宅地造成等の工事を進めているところです。

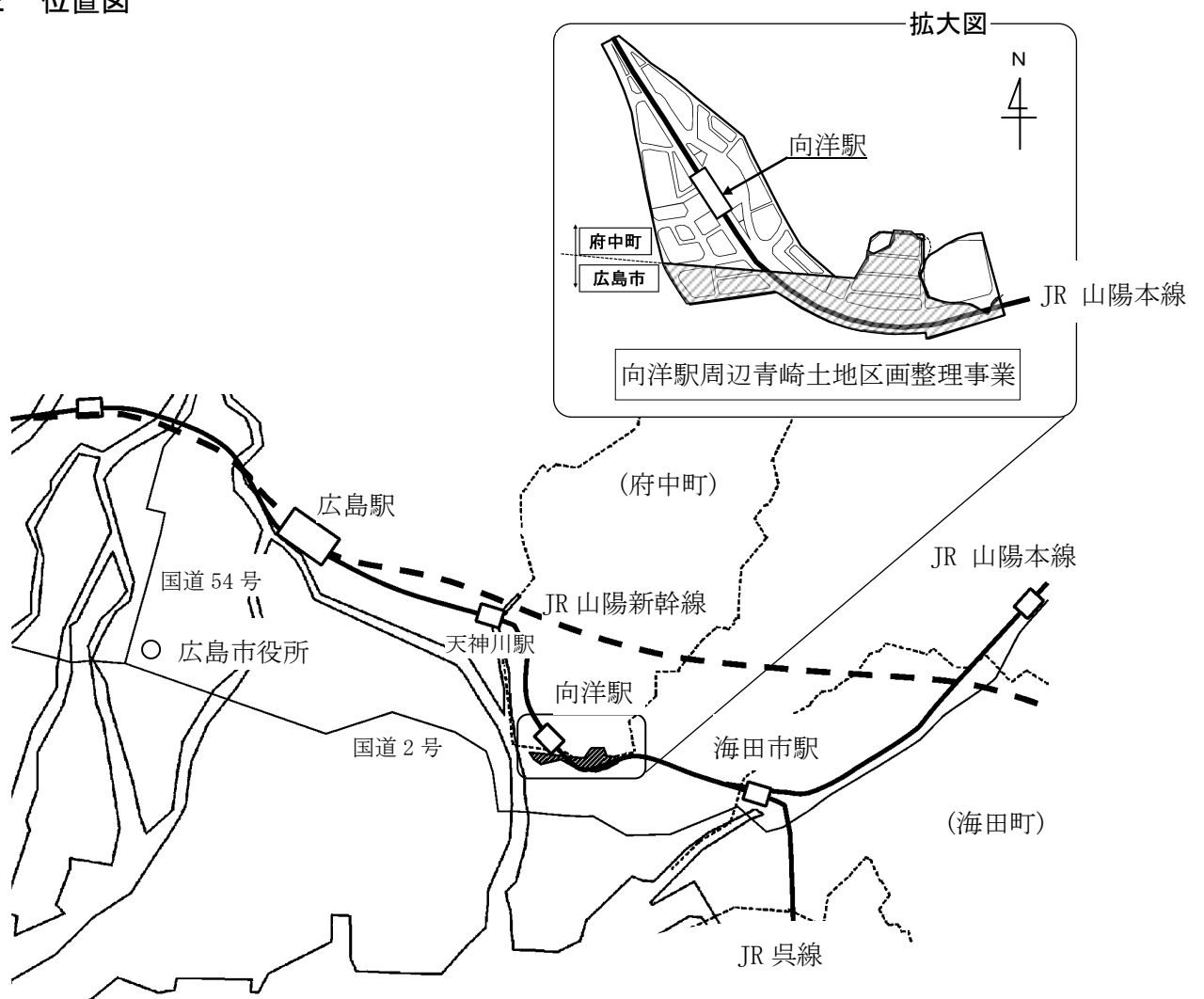
つきましては、向洋駅周辺青崎土地区画整理事業の円滑な推進が図られるよう、継続的な財源確保について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 事業の概要

| | |
|------|---|
| 地区名 | 向洋駅周辺青崎 |
| 事業期間 | 平成14年度～令和5年度（清算期間を含む。） |
| 施行面積 | 6.1ha |
| 総事業費 | 約52億円 |
| 整備概要 | <ul style="list-style-type: none">都市計画道路（青崎草津線ほか2路線） 幅員16m～20m 総延長740m区画道路 幅員6m～13m 総延長1,395m特殊道路（自転車歩行者道） 幅員4m 総延長61m公園・緑地 街区公園 1箇所 |

2 位置図



18 「インフラ資産」の老朽化対策について

(国土交通省関係)

要望内容

「インフラ資産」の計画的で効率的な維持保全・更新に必要となる継続的な財源確保などの老朽化対策の支援強化

(要 旨)

本市の道路、橋りょう、上下水道など市民生活や経済活動を支える基盤となる「インフラ資産」の整備は、おおむね高度経済成長期に当たる昭和40年代から本格化しており、築年数の経過により施設が劣化し、一部には老朽化による施設破損の事例が発生しております。

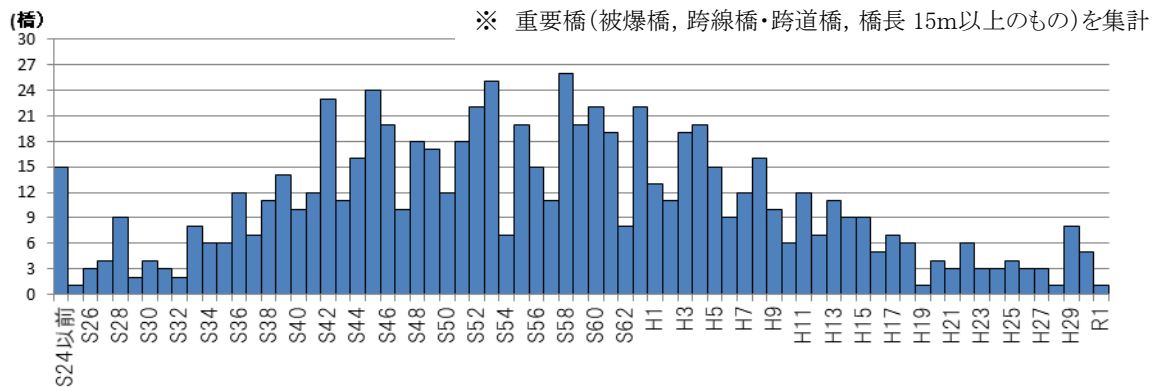
このため、本市では、平成29年2月に「広島市公共施設等総合管理計画」を策定し、計画的で効率的な維持保全・更新など、「インフラ資産」の老朽化対策に全力で取り組んでいるところであり、そのための財源の確保が大きな課題となっています。

こうした中、国におかれては、令和2年12月に「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が閣議決定され、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速等について、重点的かつ集中的に対策を講じることとされたところです。

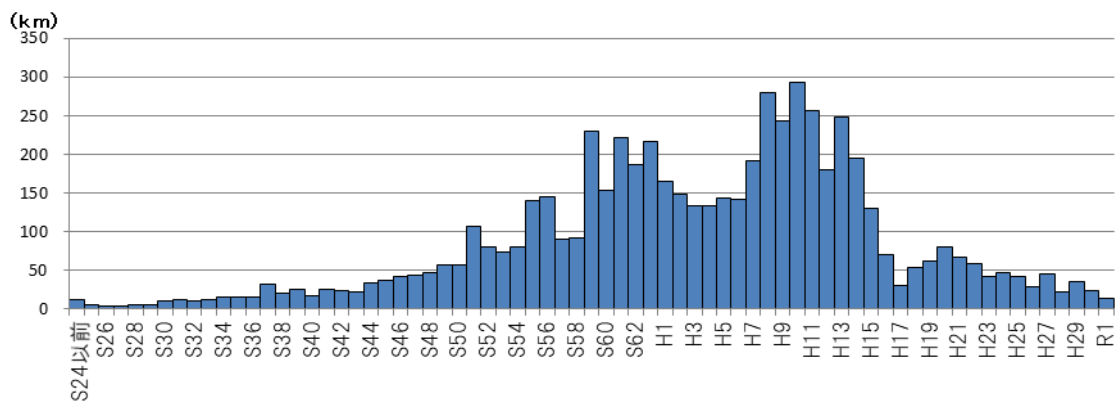
一方で「インフラ資産」の老朽化対策は、今後も財政的な負担が増加する見込みであり、維持保全・更新に必要となる継続的な財源確保などの老朽化対策の更なる支援強化について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 本市が管理する橋りょうの架設年度別の分布



2 下水管路の布設年度別の分布



3 財源確保の要望内容

通常補助金

(1) 道路メンテナンス事業

橋りょう長寿命化 (耐震対策、PCB含有塗膜処理含む)

橋りょう緊急保全対策

新交通インフラ長寿命化 (耐震対策含む)

トンネル保全対策

道路附属物保全対策

橋りょう等定期点検

(2) 大規模雨水処理施設整備事業

雨水ポンプ場改築

防災・安全交付金

(1) 災害に強く安全・安心に暮らせる道路環境の整備 (防災・安全)

道路法面・土工構造物保全対策

舗装修繕・路面陥没対策

(2) 安全かつ強靱な下水道事業 (防災・安全)

下水道施設長寿命化 (総合地震対策含む)

19 都市公園整備事業の推進について

(国土交通省関係)

要望内容

都市公園整備事業の財源確保等

- 1 河岸緑地
- 2 公園施設のバリアフリー化と老朽化対策

(要 旨)

本市は、「活力にあふれにぎわいのあるまち」を実現する施策の柱の一つとして、広島を花と緑と音楽のあふれる美しいまちにすることを目指しております。

河岸緑地については、豊かな水と緑に恵まれた魅力ある都市景観の形成を図るため、高潮対策事業等で生み出された河川沿いの空間を公園区域として積極的に整備しております。

公園施設のバリアフリー化と老朽化対策については、市民の快適で安全な利用を確保するため、既存の都市公園においてトイレの新設・改築や遊具の更新等に計画的に取り組んでおります。

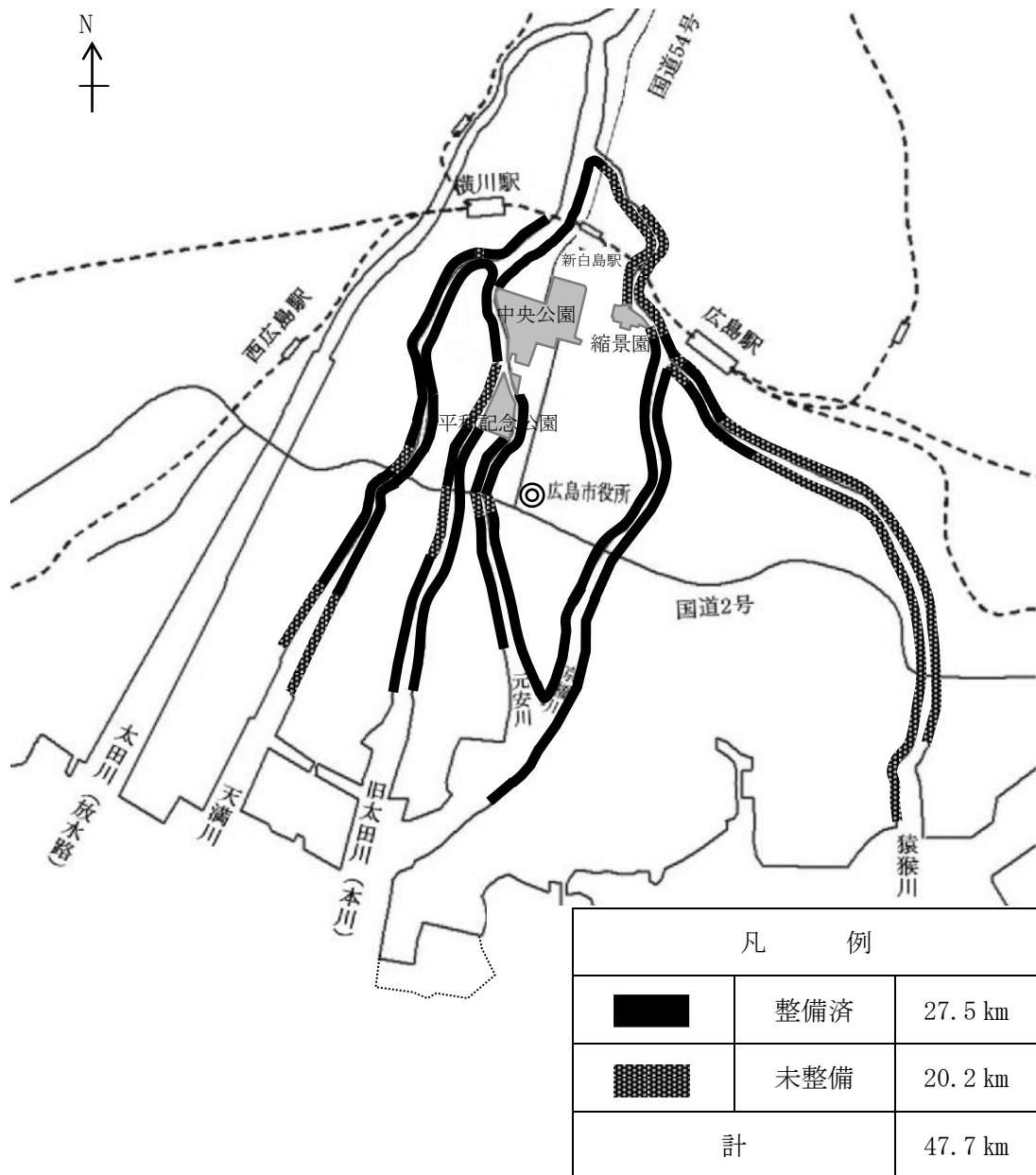
つきましては、都市公園整備事業の円滑な推進が図られるよう、継続的な財源確保や支援事業の拡充について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 都市公園整備事業の概要

| 区 分 | 期 間 | 場 所 | 規 模 | 総 事 業 費 |
|----------------------------|---------|-----------------------------|--------|--------------|
| 河岸緑地 | 昭和55年度～ | 天満川、旧太田川(本川) 元安川、京橋川、猿猴川 | 47.7km | 約139億9,000万円 |
| 公園施設の バリアフリー化 と老朽化対策 | 平成21年度～ | 市内の都市公園 | — | — |

2 河岸緑地 位置図（令和2年度末現在）



20 下水道施設の改築への国費負担の継続について

(国土交通省・財務省関係)

要望内容

下水道施設の改築への国費負担の継続

(要 旨)

下水道は、生活排水を浄化し海等に放流することによって公共用水域の水質を保全するなど、公共的役割の高い施設です。

本市では、昭和 40 年代から集中的に下水道施設を整備してきましたが、次第に増大する施設の老朽化に伴う管路の破損や設備の故障等の被害を未然に防止するため、適切な国費負担の下、下水道使用料の適正化を含む経営努力にも取り組みながら、計画的に下水道施設の改築を進めているところです。

また、令和 2 年 12 月 11 日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」では新たに老朽化対策が盛り込まれ、重点的に取り組むべき対策として着実な実施が求められています。

今後、人口減少に伴う下水道使用料収入の減少や老朽化した下水道施設が増加していく中、下水道施設を着実に改築していくためには、適切な国費負担が不可欠です。

つきましては、下水道施設の改築への国費負担の継続について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 広島市下水道事業中期経営プラン（R2-R5）における改築事業費に占める国費の割合（単年当たり）

| | | | |
|-----------------------------|-----------------------------|---------------------------------|---|
| <u>改築</u> 88 億円（約 61%） | | <u>浸水対策</u> 45 億円 （約 31%） | <u>未普及・ 合流改善</u> 12 億円 （約 8%） |
| <u>汚水施設</u> 38 億円（約 26%） | <u>雨水施設</u> 50 億円（約 34%） | | |
| <u>国費</u> 15 億円（約 39%） | | <u>起債</u> 23 億円（約 61%） | |

- 汚水施設の改築に対する国費約 15 億円は、本中期経営プランにおける使用料収入の約 10%に相当する。
- 今後、老朽化の進行に伴い施設の改築事業費が大幅に増加するため、汚水施設の改築に対する適切な国費負担が得られない場合、市民生活に大きな影響が及ぶ。
- ※ 改築に係る国費の必要額は約 20 年後には現在の約 1.5 倍に増加する見込み

21 公共下水道事業等の推進について

(国土交通省・総務省・内閣府関係)

要望内容

公共下水道事業等の財源確保

- 1 浸水対策
- 2 老朽化施設の改築
- 3 未普及地域の解消（公共下水道・農業集落排水処理施設・市営浄化槽の整備の推進）
- 4 合流式下水道の改善

(要 旨)

本市では、平成 26 年 8 月に、市域の北部を中心とした 1 時間雨量が 121mm という観測史上最大の集中豪雨により、甚大な被害が発生しました。さらに、平成 30 年 7 月に、市域の東部を中心とした 1 時間雨量が 72mm、4 日間の累加雨量が 489mm という記録的な豪雨により、再度、甚大な被害が発生しました。このため、このような災害から市民の生命・財産を守るため浸水対策をしっかりと進める必要があります。

また、本市では昭和 40 年代から集中的に下水道施設の整備を行っており、今後急速に老朽化施設が増加することから、将来にわたって下水道のサービスを安定的に提供していくためには、耐震性の向上を含めた老朽化施設の改築を一層重点的に実施する必要があります。

さらに、本市域は瀬戸内海環境保全特別措置法の対象地域であり、広島湾の水質環境保全の観点からも市街化区域外を含めた未普及地域の解消に向けて整備を進めるとともに、降雨時における未処理下水の放流対策としての合流式下水道の改善を積極的に進め、良好な水環境の創出を図ることが重要な課題となっております。

つきましては、これら公共下水道事業等の推進のための財源確保について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 公共下水道事業等の概要

- 事業期間：昭和 26 年度～
- 事業内容（令和 3 年 3 月 31 日現在）

| | | | |
|----------|---------|-----------|-----------|
| 公共下水道 | 合流 | 分流 | 計 |
| 整備計画区域面積 | 2,595ha | 1万4,167ha | 1万6,762ha |
| 計画処理場数 | 3箇所 | 3箇所 | 6箇所 |
| 計画ポンプ場数 | 15箇所 | 57箇所 | 72箇所 |
| 農業集落排水 | 汚水 | — | 計 |
| 整備計画戸数 | 5,974戸 | — | 5,974戸 |
| 計画処理場数 | 13箇所 | — | 13箇所 |
| 市営浄化槽 | 整備 | 既設引取 | 計 |
| 計画設置数 | 約3,500基 | 約1,200基 | 約4,700基 |

- 事業進捗（令和 3 年 3 月 31 日現在）

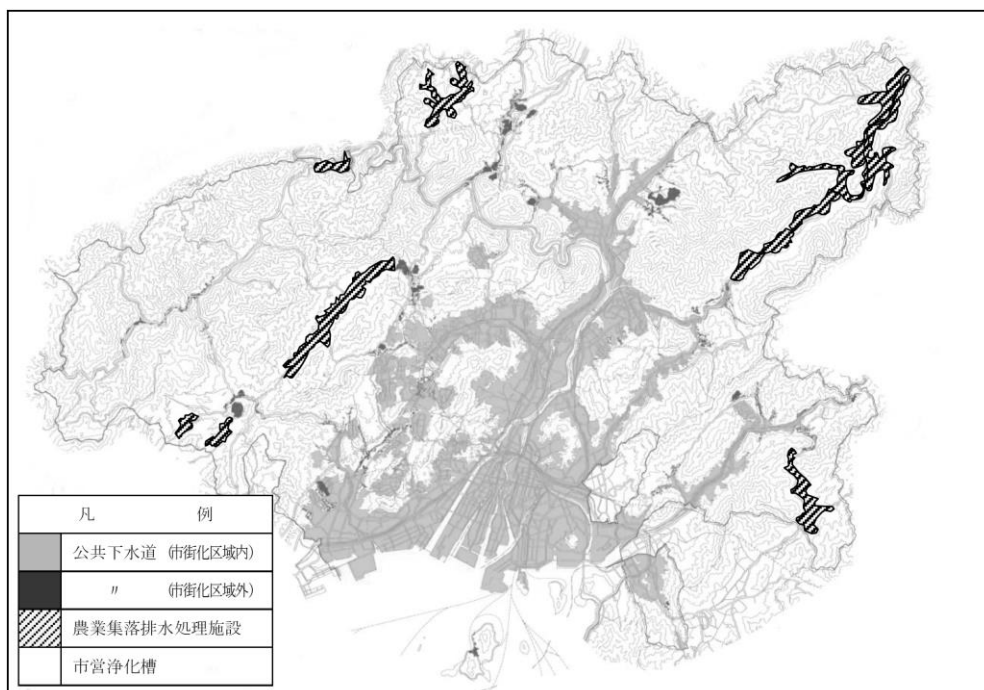
| 整備目標 | | 計画 | 整備済 | 進捗率 |
|------|---------------------------------|------------|------------|-------|
| ① | 浸水常襲地区の床上・床下浸水解消率 ^{※1} | 2,000ha | 900ha | 45.0% |
| ② | 老朽管路改築率 ^{※2} | 290km | 67km | 23.1% |
| | 老朽装置改築率 ^{※3} | 296基 | 144基 | 48.6% |
| ③ | 汚水処理人口普及率 | 119万2,589人 | 115万6,289人 | 97.0% |
| | 市街化区域内 | 114万1,167人 | 112万9,413人 | 99.0% |
| | 市街化区域外 | 5万1,422人 | 2万6,876人 | 52.3% |
| ④ | 合流改善達成率 | 2,632ha | 2,357ha | 89.5% |

※1 中心市街地において深刻な浸水被害が発生している 2,000ha における床上・床下浸水解消面積の割合

※2 老朽化が著しく令和 12 年度までに改築が必要な管路 290km のうち、改築済管路延長の割合

※3 耐用年数を大きく経過した施設で、令和 5 年度までに改築が必要と判定された装置 296 基のうち改築済装置数の割合

2 位置図



22 新交通ネットワークの整備推進について

(国土交通省関係)

要望内容

- 1 新交通西風新都線の整備の財源確保
- 2 新交通ネットワークの設備更新に対する財政支援の拡充

(要 旨)

本市では、活力とにぎわいを生み出す基盤づくりとして、利用者の利便性向上の観点に立った公共交通ネットワークの形成に取り組んでおります。

このうち、新交通ネットワークについては、平成 6 年、広域拠点であるひろしま西風新都と都心部を結ぶ約 18.4km のアストラムラインが開業し、平成 27 年には新白島駅が完成したことで、J R 山陽本線との結節が図られたところです。

今後、更なる都心へのアクセス向上や西風新都の都市づくりを推進していくため、アストラムラインの終点となっている広域公園前駅から J R 西広島駅までの間を新交通西風新都線として延伸整備することにしております。この延伸は、J R 山陽本線と一体となり、軌道系の基幹公共交通による循環型ネットワークを形成することによって、都心を含むデルタ地域とひろしま西風新都との結びつけに加え、広島広域都市圏内の各市町との結びつけを深め、ヒト・モノ・カネ・情報の更なる好循環を生み出すものと考えています。現在、都市計画決定や特許取得に向け、関係機関との協議・調整など手続きを進めているところです。

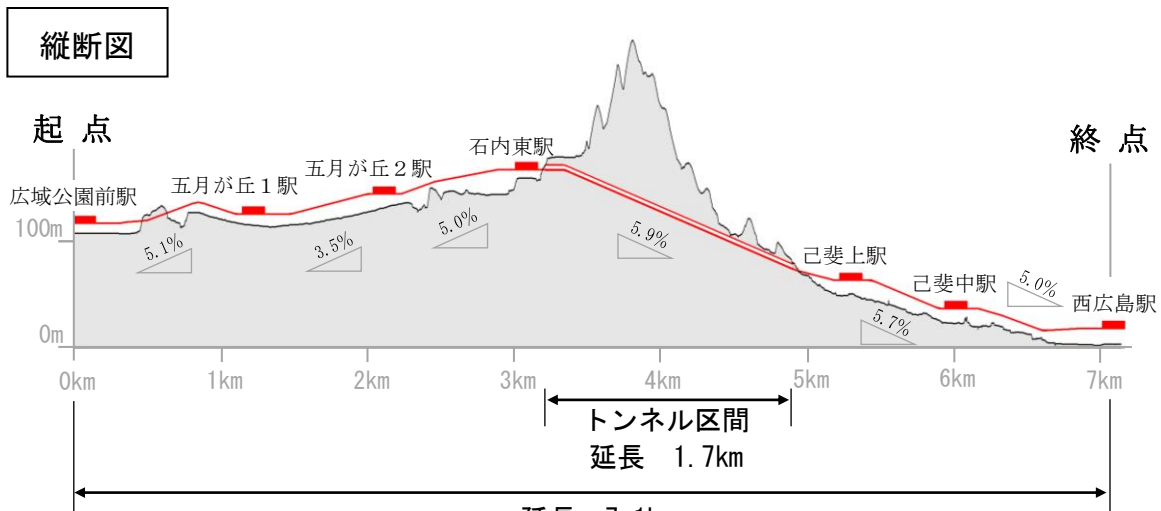
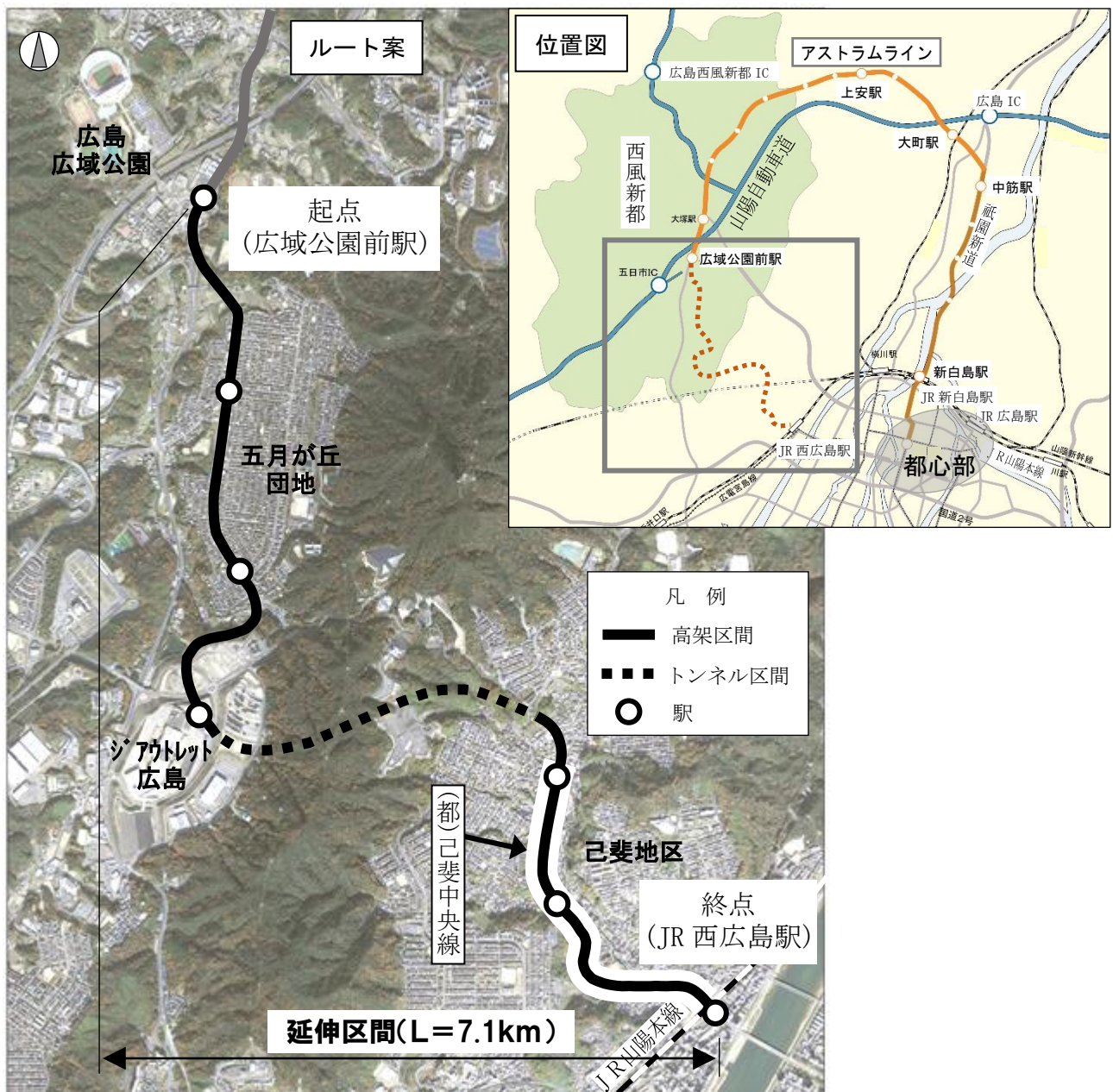
その一方で、アストラムラインは開業から 27 年が経過しており、運行に不可欠な受電設備を始めとする設備等の老朽化が進み、設備機器の更新が本格化しています。

今後、新交通ネットワークの充実・強化を図りつつ、安定的な運行を維持するためには、延伸整備に対する支援に加え、交通事業者の設備更新に対する財政支援の拡充が必要です。

つきましては、新交通西風新都線の整備のための財源確保と新交通ネットワークの設備更新に対する財政支援の拡充について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

新交通ネットワークの計画（新交通西風新都線のルート概略図）



※ 各駅間の勾配は駅間の最急勾配を示している。
※ 駅の名称は全て仮称である。

23 広島高速道路（指定都市高速道路）の整備促進について

（国土交通省関係）

要望内容

広島高速5号線（東部線）の整備促進

（要 旨）

中四国地方の中核都市である本市を核とした広島都市圏が更に拠点性を高めていくためには、高速性、定時性に優れた道路網の整備が緊急の課題となっております。

このため、広島高速道路（5路線、延長29km）を指定都市高速道路に位置付け整備を進めており、このうち広島高速1号線から4号線までの4路線、延長25kmが完成しています。

事業中の広島高速5号線（東部線）は、本市の都心に直結する路線であり、供用中の路線を介して中四国地方全域に延びる高速道路網や広域的な幹線道路と結ばれることにより、広島空港や東広島市・呉市方面への高速性、定時性が向上するとともに、広島駅ビルの建替えを始めとする活発な民間開発やサッカースタジアム建設などのまちづくりが進む都心の活力が高まり、ひいては中核都市としての機能が飛躍的に向上します。さらには、広域圏における災害時の緊急輸送道路ネットワークの充実・強化が図られます。

本路線については、現在トンネル掘削を進めており、令和4年度の本線部の完成、令和6年度の高速2号線との連結路の完成に向け、事業を推進しています。

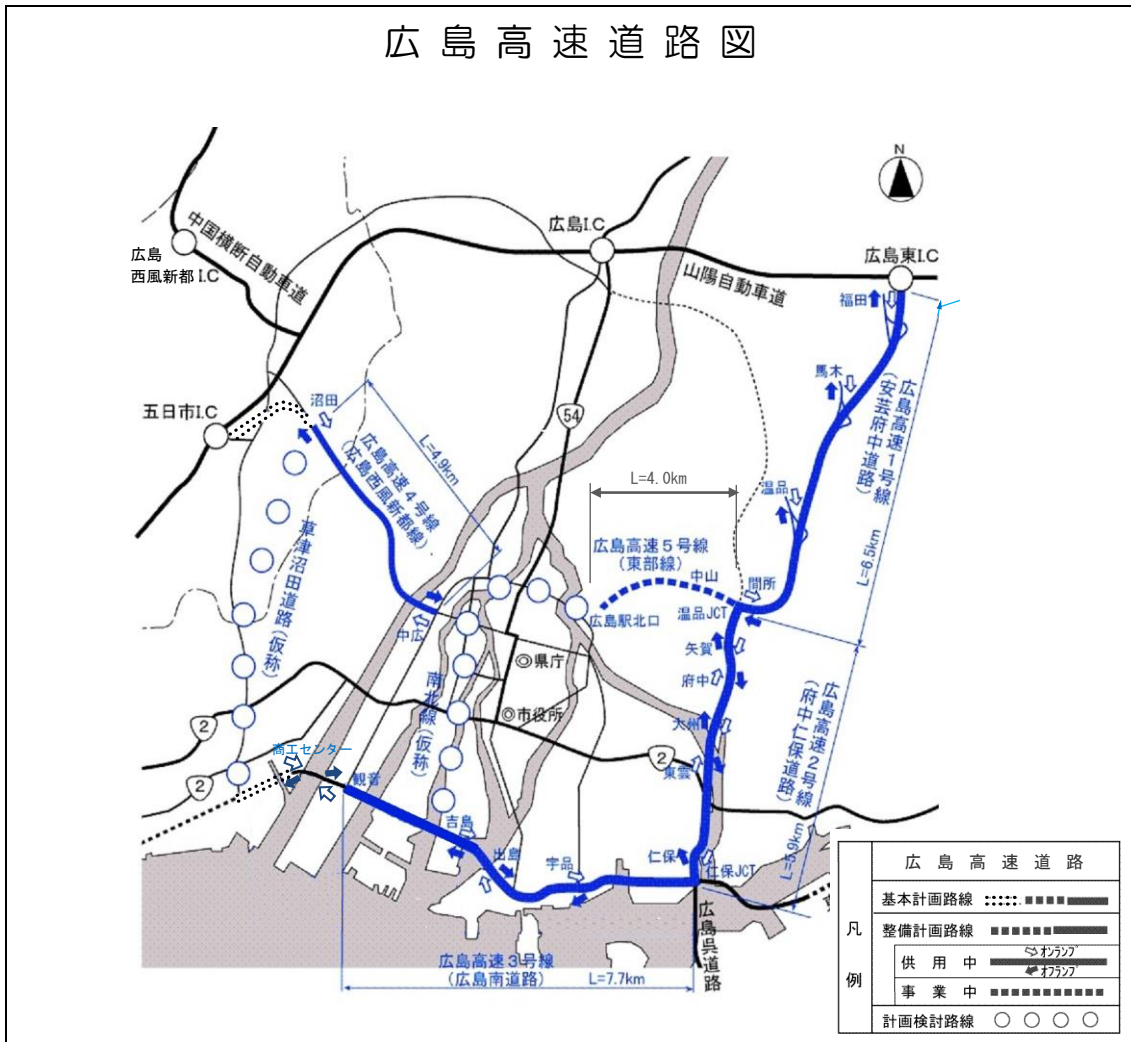
つきましては、広島高速道路の早期の全線完成に向け、広島高速5号線（東部線）の整備促進について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 広島高速道路の概要

| 事業主体 | 広島高速道路公社（設立団体：広島市・広島県） | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|---|-------|----|-----------------|-------|-----------------|-------|----------------|-------|------------------|-------|--------------|-------|---|--------|
| 事業期間 | 平成9年度～令和6年度 | | | | | | | | | | | | | | |
| 施行地域 | 広島市（一部府中町の区域を含む。） | | | | | | | | | | | | | | |
| 整備計画路線 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広島高速1号線（安芸府中道路）</td> <td>6.5km</td> </tr> <tr> <td>広島高速2号線（府中仁保道路）</td> <td>5.9km</td> </tr> <tr> <td>広島高速3号線（広島南道路）</td> <td>7.7km</td> </tr> <tr> <td>広島高速4号線（広島西風新都線）</td> <td>4.9km</td> </tr> <tr> <td>広島高速5号線（東部線）</td> <td>4.0km</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>29.0km</td> </tr> </tbody> </table> | 路線名 | 延長 | 広島高速1号線（安芸府中道路） | 6.5km | 広島高速2号線（府中仁保道路） | 5.9km | 広島高速3号線（広島南道路） | 7.7km | 広島高速4号線（広島西風新都線） | 4.9km | 広島高速5号線（東部線） | 4.0km | 計 | 29.0km |
| | 路線名 | 延長 | | | | | | | | | | | | | |
| | 広島高速1号線（安芸府中道路） | 6.5km | | | | | | | | | | | | | |
| | 広島高速2号線（府中仁保道路） | 5.9km | | | | | | | | | | | | | |
| | 広島高速3号線（広島南道路） | 7.7km | | | | | | | | | | | | | |
| | 広島高速4号線（広島西風新都線） | 4.9km | | | | | | | | | | | | | |
| 広島高速5号線（東部線） | 4.0km | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 29.0km | | | | | | | | | | | | | | |

2 路線図



24 直轄国道の整備促進について

(国土交通省関係)

要望内容

直轄国道の整備促進

- 1 一般国道2号
 - ① 安芸バイパス・東広島バイパス
 - ② 西広島バイパス都心部延伸
 - ③ 広島南道路
- 2 一般国道54号
可部バイパス

(要 旨)

本市では、圏域経済の活性化と圏域内人口 200 万人超の維持を目指す「200万人広島都市圏構想」の実現を掲げて、圏域内のヒト・モノ・カネ・情報の循環の確立に取り組んでおり、これを支える広域幹線道路のネットワークの充実・強化に向け、とりわけ高規格道路との接続などミッシングリンクの解消が重要です。

このため、東西方向の幹線道路である一般国道2号においては、安芸バイパス・東広島バイパスの令和4年度の全線開通に向けた着実な事業推進、西広島バイパス都心部延伸の早期完成、広島南道路の出島～吉島間の整備時期等についての協議や未事業区間のうち、木材港西～廿日市インターチェンジ間の早期事業化が重要であると考えております。

また、南北方向の幹線道路である一般国道54号においては、本市の北の拠点である可部地区のまちづくりの推進のため、上根バイパスへの接続などによる可部バイパスの早期完成が重要であると考えております。

つきましては、直轄国道の整備促進について、格別の御配慮をお願いいたします。

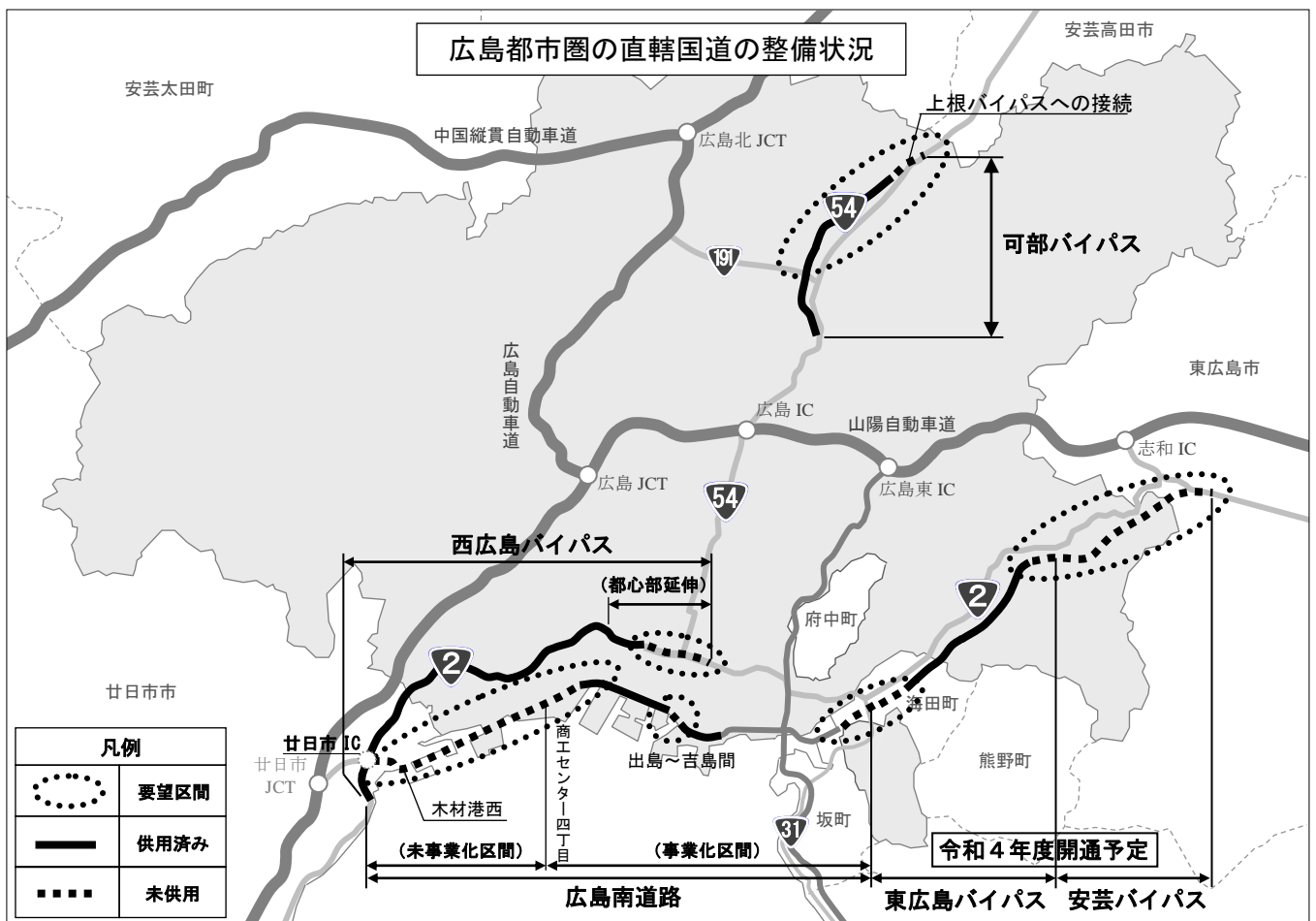
(参 考)

1 一般国道2号

| | 安芸バイパス | 東広島バイパス | 広島南道路 | 西広島バイパス |
|------|----------------------|--------------------|--------------------|----------------|
| 事業期間 | 平成7年度～ | 昭和50年度～ | 平成元年度～ | 昭和40年度～ |
| 区間 | 東広島市八本松町 ～安芸区上瀬野町 | 安芸区上瀬野町 ～安芸郡海田町 | 安芸郡海田町 ～廿日市市 | 中区平野町 ～廿日市市 |
| 総延長 | 7.7 km | 9.6 km | 23.3 km | 19.4 km |
| 車線数 | 4車線 | 4車線 | 高架部4～6車線 平面部4車線 | 2～4車線 |

2 一般国道54号

| | 可部バイパス |
|------|------------------|
| 事業期間 | 昭和56年度～ |
| 区間 | 安佐北区可部南一丁目～同区大林町 |
| 総延長 | 9.7 km |
| 車線数 | 4車線 |



25 道路事業の推進について

(国土交通省関係)

| |
|---------------------------------|
| 要望内容 道路事業の財源確保 |
|---------------------------------|

(要 旨)

本市では、都心部を始め周辺部においても交通混雑が著しく、地域の産業活動及び通勤・通学等の日常生活に支障が生じており、その対策は喫緊の課題となっております。

そのため、近隣市町との交流・連携の強化を促進する主要幹線道路や直轄国道バイパスへのアクセス道路の整備など、都市の内外を結ぶ交通ネットワークを始めとした道路網の整備に重点的に取り組んでいます。

また、近年、本市においては豪雨災害などによる被害が多発していることから、幹線道路の防災対策や無電柱化など、防災・減災、国土強靱化に資する道路環境の整備や、市民の日常生活の安全・安心の確保を図るため、通学路の交通安全対策などについても整備を進めています。

つきましては、これら道路事業の着実な推進のための財源確保について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参考)

道路事業の概要

| 区分 | 事業期間 | 事業区間 延長 | 道路幅員 (歩道幅員) | 総事業費 | 令和3年度 末の進捗率 (見込み) | 令和4年度 以降 残事業費 | |
|-----------------------------------|----------------------------|--------------------|----------------|-----------------|-------------------------|---------------------|------------|
| 地域の交流・連携を促進するための道路整備 | | | | | | | |
| 道路 改築 | 一般県道府中祇園線 | 平成12年度～ 令和6年度 | 800m | 35.0m | 72億円 | 84.4% | 11億1,520万円 |
| 直轄国道バイパスへのアクセス向上に資する道路整備 | | | | | | | |
| 道路 改築 | 安芸1区上瀬野線 | 平成19年度～ 令和4年度 | 310m | 10.5m | 33億円 | 58.8% | 13億5,800万円 |
| 災害に強く安全・安心に暮らせる道路環境の整備（Ⅱ期）（防災・安全） | | | | | | | |
| 道路 改築 | 国道433号 (下伏～和田) | 平成24年度～ 令和4年度 | 240m | 7.5m | 3億1,300万円 | 59.4% | 1億2,700万円 |
| 交 通 安 全 | 国道433号 (伏谷) | 平成10年度～ 令和7年度 | 1,500m | 11.5m (3.0m) | 16億5,500万円 | 76.6% | 3億8,800万円 |
| | 国道191号 (最高寺) | 平成29年度～ 令和5年度 | 190m | 12.8m (2.5m) | 1億2,800万円 | 72.7% | 3,500万円 |
| | 国道2号 (佐伯区役所北) | 平成9年度～ 令和10年度頃 | 905m | 16.0m (3.5m) | 20億5,000万円 | 71.2% | 5億9,000万円 |
| | 主要地方道広島中島線 (鶴江) | 平成30年度～ 令和10年度頃 | 800m | 10.5m (3.5m) | 30億円 | 20.5% | 23億8,600万円 |
| | 主要地方道広島中島線 (温品) | 平成18年度～ 令和10年度頃 | 690m | 12.0m (2.5m) | 21億8,400万円 | 87.4% | 2億7,600万円 |
| | 主要地方道広島中島線 (馬木) | 平成15年度～ 令和10年度頃 | 3,120m | 12.0m (2.5m) | 15億1,900万円 | 77.9% | 3億3,600万円 |
| 道路 防災 | 主要地方道五日市筒賀線 | 平成20年度～ 令和7年度 | 1,640m | — | 16億7,500万円 | 70.1% | 5億円 |
| 無電柱化の推進による防災や安全・円滑な交通の確保 | | | | | | | |
| 電 線 共 同 溝 | 中2区吉島観音線ほか 1路線 | 平成20年度～ 令和6年度 | 900m | (3.5m) | 6億2,600万円 | 89.0% | 6,900万円 |
| | 中1区霞庚午線 | 平成24年度～ 令和10年度頃 | 920m | (3.8m) | 7億700万円 | 38.5% | 4億3,500万円 |
| | 中2区中島吉島線 (吉島通り) | 平成20年度～ 令和6年度 | 1,240m | (4.0m) | 15億9,600万円 | 71.2% | 4億6,000万円 |
| | 中3区中広宇品線 (城南通り2工区) | 平成24年度～ 令和5年度 | 300m | (5.0m) | 4億9,800万円 | 84.1% | 7,900万円 |
| | 南4区中広宇品線 (翠町) | 平成20年度～ 令和10年度頃 | 2,600m | (6.2m) | 11億円 | 55.5% | 4億8,900万円 |
| 通学路等における交通安全対策の推進（防災・安全） | | | | | | | |
| 道路 改築 | 西4区47号線 (草津踏切) | 令和3年度～ 令和4年度 | 70m | 6.0m | 2億5,700万円 | 15.6% | 2億1,700万円 |
| 交 通 安 全 | 安佐南1区194号線 (毘沙門踏切) | 令和3年度～ 令和5年度 | 100m | 9.5m | 1億8,200万円 | 8.8% | 1億6,600万円 |
| | 安佐南3区391号線 (芦田屋踏切) | 令和3年度～ 令和6年度 | 100m | 6.0m | 2億2,100万円 | 5.0% | 2億1,000万円 |
| | 自転車ネットワーク整備 (中1区62号線ほか) | 平成26年度～ 令和10年度頃 | 67km | — | 16億6,000万円 | 20.4% | 13億2,000万円 |
| 安全・安心なまちづくりを推進する道路等の整備（2期） | | | | | | | |
| 道路 改築 | 一般県道伴広島線 | 平成11年度～ 令和8年度 | 1,430m | 10.0m | 23億8,900万円 | 63.9% | 8億6,200万円 |

26 街路事業の推進について

(国土交通省関係)

要望内容

街路事業の財源確保

(要 旨)

本市では、急速な高齢化の進展や人口減少にも直面する中、持続的に都市の活力を維持・向上していくためには、都市機能を集積させる「集約型都市構造」への転換が求められており、コンパクトなまちづくりを推進する必要があります。

こうした中、街路は都市における最も基礎的な公共空間であり、交通の円滑化や踏切の安全確保などを図る連続立体交差事業や交通結節機能の強化、車中心から人中心の空間への転換などの整備に重点的に取り組んでいます。

また、近年、本市において豪雨災害などによる被害が多発していることから、都市の骨格となり拠点地区間の連絡を強化して交通ネットワークを形成するとともに、緊急輸送道路における無電柱化など、防災・減災、国土強靱化に資する道路の整備や、市民の日常生活の安全・安心の確保を図るため、通学路等の交通安全対策などについても、「選択と集中」を図り、整備効果の高い路線から整備を進めています。

つきましては、これら街路事業の着実な推進のための財源確保について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

街路事業の概要

| 区 分 | 事 業 期 間 | 事業区間 延 長 | 道路幅員 | 総 事 業 費 | 令和 3 年度 末の進捗率 (見込み) | 令和 4 年度 以 降 残 事 業 費 |
|--|------------------------|----------------------------------|--------|----------------------------------|---------------------------|------------------------------|
| 連続立体交差事業による安全・安心な地域づくりの推進 | | | | | | |
| J R 山陽本線 (東部地区連続 立体交差事業) | 平成 5 年度～ 令和 20 年度頃 | (全体) 5,100m (市域) 1,927m | — | (全体) 915 億円 (市域) 370 億円 | 13.2% | 321 億 3,300 万円 |
| ※ 事業費には関連街路分を含んでいる。 | | | | | | |
| 西広島駅へのアクセス向上と安全な歩行空間の整備 | | | | | | |
| 西広島駅南北自 由通路 | 平成 23 年度～ 令和 4 年度 | 110m | 8m | 56 億円 | 61.0% | 21 億 8,100 万円 |
| 西広島駅南口駅 前広場 | 平成 30 年度～ 令和 4 年度 | 3,200 m ² | — | 2 億円 | 8.5% | 1 億 8,300 万円 |
| 広島都心地区（Ⅱ期）都市再生整備計画 | | | | | | |
| 広島駅・市民球 場間ペデストリ アデッキ | 平成 22 年度～ 令和 6 年度 | 110m | 4m | 10 億円 | 73.9% | 2 億 5,400 万円 |
| 南 1 区 19 号線 | 平成 22 年度～ 令和 6 年度 | 390m | 13m | 7 億円 | 14.8% | 6 億 5,600 万円 |
| 都市基盤となる骨格道路等整備（3期） | | | | | | |
| 中筋温品線 | 平成 12 年度～ 令和 10 年度頃 | 2,070m | 14～47m | 236 億円 | 51.5% | 114 億 3,900 万円 |
| 吉島観音線ほか 1 路線 | 平成 7 年度～ 令和 8 年度 | 1,190m | 20～30m | 86 億円 | 91.5% | 7 億 3,200 万円 |
| 段原蟹屋線ほか 1 路線 | 平成 7 年度～ 令和 8 年度 | 633m | 25～32m | 73 億円 | 94.4% | 4 億 1,100 万円 |
| 無電柱化の推進による防災や安全・円滑な交通の確保 | | | | | | |
| 震 庚 午 線 | 平成 10 年度～ 令和 10 年度頃 | 1,360m | 30m | 172 億円 | 94.5% | 9 億 4,300 万円 |
| 東雲大州線ほか 1 路線 | 平成 20 年度～ 令和 10 年度頃 | 590m | 25～27m | 79 億円 | 85.9% | 11 億 1,700 万円 |
| 通学路等における交通安全対策の推進（防災・安全） | | | | | | |
| 長 東 八 木 線 (4 工区) | 平成 29 年度～ 令和 10 年度頃 | 480m | 22～25m | 31 億円 | 20.6% | 24 億 6,000 万円 |
| 矢 野 中 央 線 | 平成 27 年度～ 令和 8 年度 | 366m | 17m | 21 億円 | 57.3% | 8 億 9,200 万円 |
| 畑口寺田線ほか 1 路線 | 平成 27 年度～ 令和 10 年度頃 | 880m | 16～18m | 33 億円 | 36.5% | 20 億 9,700 万円 |
| 安全・安心なまちづくりを推進する道路等の整備（2期）（防災・安全） | | | | | | |
| 駅 前 線 | 平成 8 年度～ 令和 7 年度 | 977m | 14m | 42 億円 | 64.4% | 14 億 9,500 万円 |
| 花 都 川 線 | 平成 9 年度～ 令和 10 年度頃 | 320m | 16m | 16 億円 | 56.6% | 6 億 9,400 万円 |
| 山 の 手 線 | 平成 9 年度～ 令和 10 年度頃 | 1,050m | 18m | 57 億円 | 23.6% | 43 億 5,700 万円 |
| 青 崎 畝 線 | 平成 5 年度～ 令和 20 年度頃 | 1,466m | 16m | 51 億円 | 53.8% | 23 億 5,100 万円 |

27 土砂災害防止対策の充実について

(国土交通省関係)

要望内容

- 1 広島西部山系及び安芸南部山系直轄砂防事業の促進
- 2 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」の円滑な実施

(要 旨)

1 広島西部山系及び安芸南部山系直轄砂防事業の促進

本市では、過去から多くの大規模な土砂災害が発生していますが、整備を必要とする危険箇所が数多く集中しているため、その整備水準はいまだ低い状況にあります。

国におかれては、平成 11 年 6 月の豪雨災害を契機として「広島西部山系直轄砂防事業」を推進していただき、平成 26 年 8 月の豪雨災害では、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）による溪流点検の実施に基づき整備を進めてきた 40 基の砂防堰堤等を全て完成していただきました。

また、平成 30 年 7 月に発生した広範囲に及ぶ豪雨災害では、「広島西部山系直轄砂防事業」に加え、「安芸南部山系直轄砂防事業」として緊急事業の実施を決定され、被災直後から迅速に事業着手していただき、昨年 12 月末までに緊急事業として 12 基の砂防堰堤等を全て完成していただきました。

本市としても、今後とも、流路となる普通河川改修等に国と一体となって鋭意取り組むとともに、災害情報の伝達や警戒避難体制の整備などソフト対策の推進に積極的に取り組んでまいります。

つきましては、広島西部山系及び安芸南部山系は、従来より砂防施設の整備を待たれている地区が多いことから、地域の安全・安心を確保し、防災・減災、国土強靱化のため、事前防災も含めて両直轄砂防事業の一層の促進について、格別の御配慮をお願いいたします。

2 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」の円滑な実施

土砂災害警戒区域等は、土砂災害防止法に基づき、県において区域指定のための基礎調査を行った上で、指定されてきました。

こうした中、平成 26 年 8 月 20 日の豪雨により本市で発生した土砂災害等を踏まえ、改正土砂災害防止法が同年 11 月 12 日に成立し、県には、基礎調査結果の公表や土砂災害警戒情報の市町村への通知等とともに、おおむね 5 年以内に基礎調査が完了するよう努めることが義務付けられたことから、広島県では区域指定に向けた取組が進められ、令和 2 年 3 月に本市域を含む全ての区域指定が完了しました。

同法の施行に当たり、本市では広報紙等により住民へ十分な周知を図るとともに、土砂災害特別警戒区域に指定された地区の住宅の移転・改修を支援するなど、人的被害を回避するための土砂災害防止対策を、引き続き、進めていきたいと考えております。

つきましては、同法の円滑な実施と土砂災害の防止を図るため、移転者等に対する支援措置について制度の充実を図るとともに、土地建物を売却した場合の譲渡所得に対する特別控除の創設についても、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 広島西部山系及び安芸南部山系直轄砂防事業の促進について

| | | | |
|------|---|------------------|----------|
| 事業主体 | 国（国土交通省） | | |
| 事業名 | 広島西部山系直轄砂防事業 | 安芸南部山系直轄砂防事業 | |
| 事業期間 | 平成 13 年度～ | 平成 30 年度～ | |
| 事業内容 | 土砂災害防止施設の整備 | | |
| 関係市町 | 広島市（東区、西区一部、安佐南区、安佐北区一部、佐伯区一部）、廿日市市、大竹市 | 広島市（安芸区一部）、呉市、坂町 | |
| 事業費 | 令和 2 年度まで | 約 792 億円 | 約 103 億円 |
| | 令和 3 年度 | 約 35 億円 | 約 15 億円 |

2 位置図



2 要望する土砂災害特別警戒区域における税財政上の支援措置について

(1) 住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）の融資（地すべり等関連住宅融資）の拡充（融資条件の緩和、利率の引下げ）

◎ 現行制度

| | |
|---------------------------|--|
| 〔地すべり等関連住宅融資〕 | 〔融資条件〕 |
| 移転勧告を受けた者に対し、一般融資に比べ低利で融資 | ① 市長の証明書、勧告書の写し ② 関連事業計画の公表の日又は勧告の日から2年以内の申し込み ③ 居住室、台所、トイレが備えられている住宅など 【令和3年7月1日から7月31日までに融資の申込をされた方の適用利率 年0.64%等】 |

(2) 住宅・建築物安全ストック形成事業（がけ地近接等危険住宅移転事業、住宅・建築物土砂災害対策改修促進事業）の充実（国補助率（1/2）の引き上げ）

◎ 現行制度

| | |
|--|--|
| 1 がけ地近接等危険住宅移転事業 | 〔補助対象限度額〕 |
| がけ地の崩壊等による自然災害のおそれの高い土地から居住者自身の自助努力による住宅の移転を支援 | ① 除却等費 97万5千円/戸 ② 建物助成費(借入金利子に相当する費用) 建物 465万円/戸 土地 206万円/戸 敷地造成 60万8千円/戸 計 731万8千円/戸 |
| 2 住宅・建築物土砂災害対策改修促進事業 | ① 補助率：改修工事費の23% ② 補助対象限度額（改修工事費の上限）336万円 ③ 補助限度額77万2千円 |
| 土砂災害特別警戒区域の既存不適格建築物を土砂災害に対して安全な構造となるよう改修を支援 | |

(3) 土地建物を売却した場合の譲渡所得に対する特別控除の創設

| |
|--|
| 所得税法の特別控除適用外譲渡所得に対する特別控除の創設 |
| [参考] (所得税法第58条) 同一年内に譲渡する前の資産と規模、用途がほぼ同じくする資産を取得した場合には所得はなかったものとして扱う。 |

28 大雨及び洪水に関する気象警報・注意報の発表区分について

(国土交通省関係)

要望内容

行政区ごとの大雨及び洪水に関する気象警報・注意報の発表

(要 旨)

気象警報・注意報は、行政区を有する政令指定都市や合併により広大な面積を有する市町村に対しても、均一的に市町村単位での発表が基本とされているため、市域の大きさや地形による気象状況の違いなどが十分に反映されていないものとなっています。

一方、本市は市域も広く、雨の降り方など気象条件も地域によって差があるため、区単位で災害対応を行うこととしており、大雨・洪水注意報の発表時には、注意体制を敷き、早期の情報収集に努め、また、大雨・洪水警報の発表時には警戒体制に移行し、災害発生に警戒するとともに、住民に対して自主的な避難の呼び掛けを行う注意喚起を行っているところですが、例えば、市域の北部にある安佐北区の一部のみで強い降雨がある一方で、降雨が全く無い南部においても、市全体に注意報や警報が発表されています。

このような状況が度重なると、住民の大雨・洪水注意報や警報に対する警戒感の低下や、これに基づいて発信する注意喚起などの本市の防災情報に対する信頼感の低下を招きかねず、ひいては、避難指示等に基づく住民の避難行動が適切に行われなくなることが懸念されます。

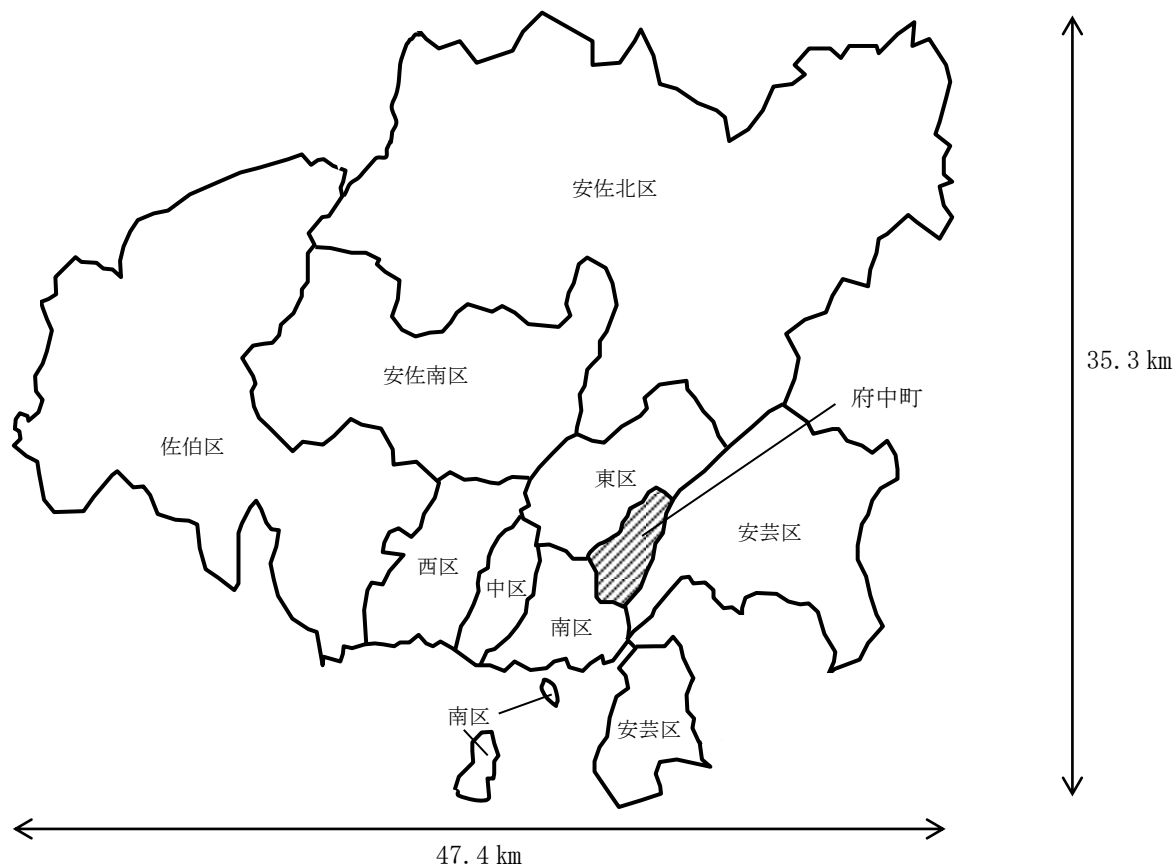
気象庁におかれては、土砂災害警戒判定メッシュ情報に加え、浸水害の危険度分布や洪水の危険度分布など、よりきめ細かで分かりやすい危険度に関する情報提供を行うこととされていますが、これらの情報を住民が積極的に取得し、適切な避難行動に繋げるためには、住民が普段から馴染みのある大雨・洪水注意報や警報を危険度の高まった地域に対して発表することが肝要であると考えております。

こうした中、令和3年6月からは、土砂災害発生危険度が高まった場合に広島地方気象台及び広島県が共同で発表する土砂災害警戒情報について、本市に対しては行政区ごとに発表されることとなりました。

つきましては、大雨及び洪水に関する気象警報・注意報についても現行の市町村単位の二次細分区域を更に細分化した行政区ごとに発表が行われるよう、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

広島市の面積と人口



| 区分 | 広島市 | 中区 | 東区 | 南区 | 西区 | 安佐南区 | 安佐北区 | 安芸区 | 佐伯区 |
|----------------------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|---------|
| 面積(km ²) | 906.69 | 15.32 | 39.42 | 26.46 | 35.61 | 117.03 | 353.33 | 94.08 | 225.43 |
| 人口(人) | 1,192,589 | 136,234 | 119,561 | 142,326 | 188,613 | 244,581 | 142,050 | 78,614 | 140,610 |

※1 面積は、令和2年10月1日現在
(国土交通省国土地理院「全国都道府県市町村別面積調」より)

※2 人口は、令和3年3月末現在(外国人を含む)

29 港湾海岸高潮対策事業の促進について

(国土交通省関係)

要望内容

海岸保全施設整備の促進

(要 旨)

本市の臨海部では、人口・産業・資産が集中していることから、高潮に対する安全性の確保が不可欠となっております。

こうした中、平成 11 年 9 月には台風 18 号により、平成 16 年 8 月には台風 16 号、同年 9 月には台風 18 号によって、臨海部では高潮による甚大な被害が発生し、高潮対策が急務となりました。

こうした状況を受けて、国及び広島県において、広島港の高潮対策事業を進めていただいています。

近年、気候変動による潮位の上昇や台風の強大化によって、高潮災害のリスクが増大し、本市におきましても、臨海部の防災に対する市民の意識が高まっております。

つきましては、早期に市民生活の安全確保を図る必要があるため、港湾海岸高潮対策事業の一層の促進について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 事業主体

国（国土交通省）及び広島県

2 事業内容

海岸保全施設の整備

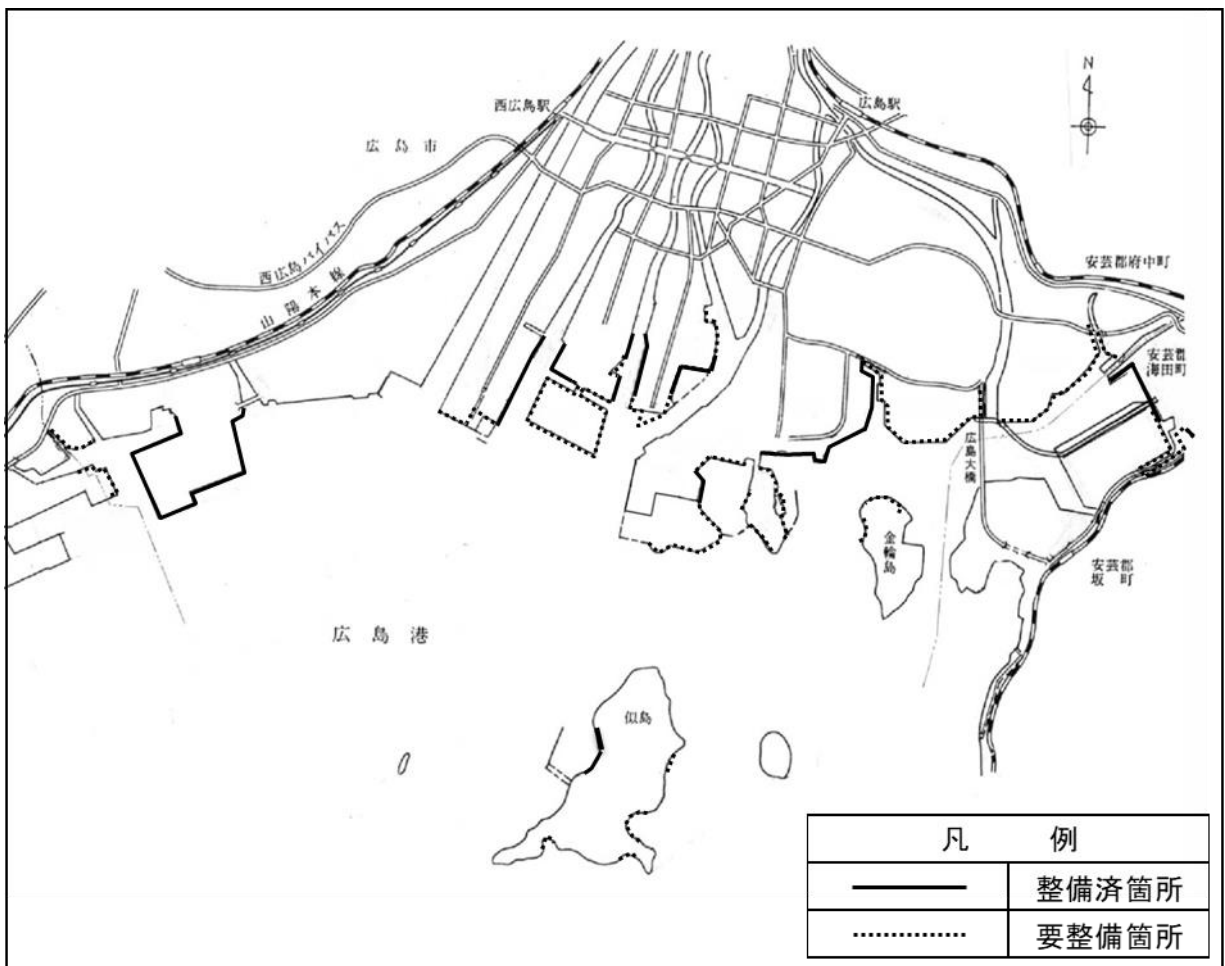
3 整備状況（令和2年度末現在）

整備計画延長 69 km （うち広島市域 50 km）

整備済延長 28 km （うち広島市域 22 km）

要整備延長 41 km （うち広島市域 28 km）

4 位置図



30 太田川高潮対策事業の促進について

(国土交通省関係)

要望内容

- 1 高潮堤防の早期完成
- 2 堤防の耐震性向上対策など防災対策の促進

(要 旨)

本市のデルタ地域には 6 つの川が流れており、河岸は、緑地として市民に安らぎと憩いの場を提供するとともに、都市景観を構成する上で重要な役割を担っております。

こうした中、これら河川においては、これまでに数多くの高潮による災害が発生しており、平成 3 年 9 月の台風 19 号、平成 11 年 9 月の台風 18 号、さらには平成 16 年 9 月の台風 18 号によっても高潮で市内随所に浸水被害が発生し、昨今の異常潮位により浸水被害の危険度は更に高くなっております。また、平成 13 年 3 月の芸予地震においては、デルタ地域で小規模な地盤の液状化現象も発生しております。

地球温暖化に伴う気候変動等により自然災害リスクが増大する中、今後ますます懸念される豪雨の頻発・激甚化に備え、自然災害から都市を守るためには、高潮堤防の早期完成とともに、堤防の耐震性向上対策など防災対策の促進を図る必要があります。

つきましては、太田川水系流域治水プロジェクトに位置付けられている太田川高潮対策事業の促進について、格別の御配慮をお願いいたします。

また、都市河川が都市美に果たす役割の重要性に鑑み、その整備に当たっては、美しい景観の創出、親水性の確保などについて、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 事業主体

国（国土交通省）、広島県

2 事業期間

国：昭和 47 年度～ 県：昭和 43 年度～

3 事業内容

(1) 場所 国：太田川（放水路）、天満川、旧太田川（本川）、元安川

県：京橋川、猿猴川、府中大川

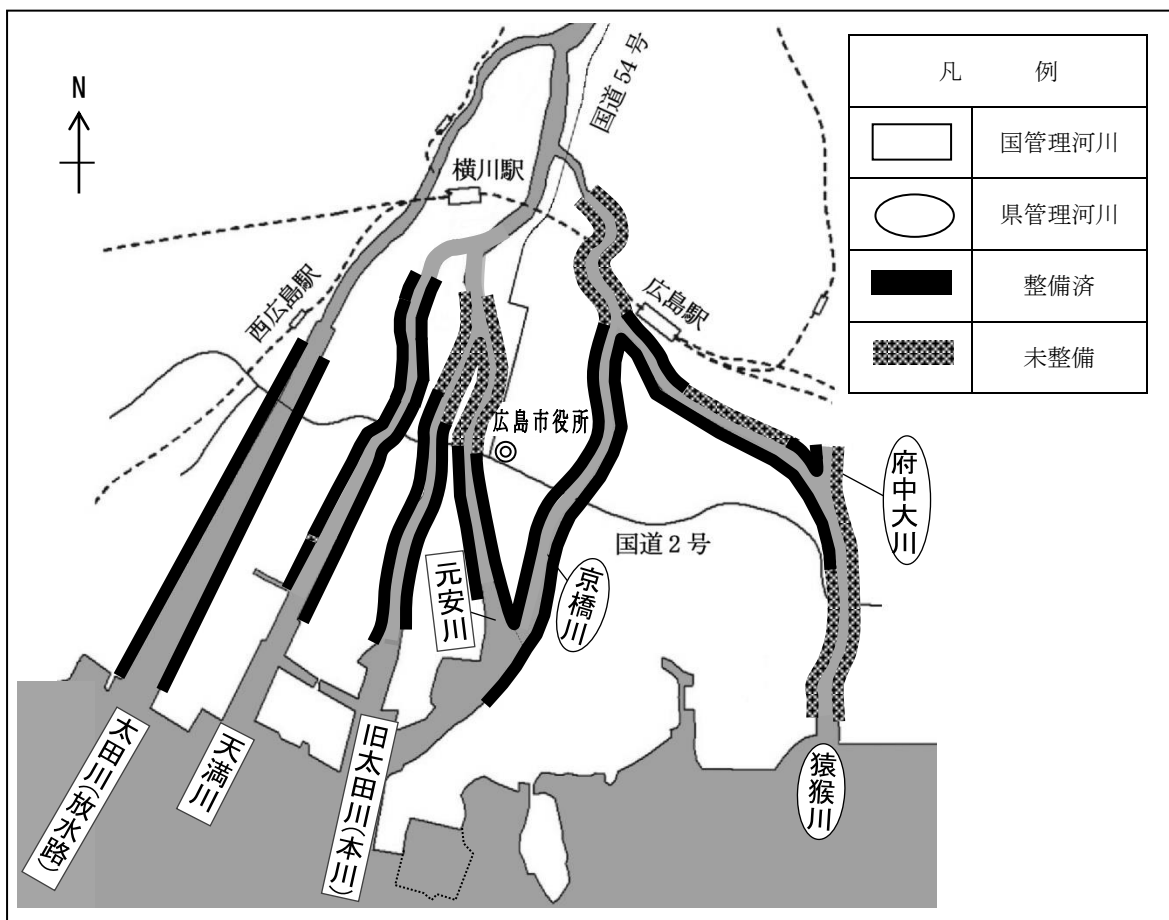
(2) 改修方式 防潮堤の構築

4 整備状況（令和 2 年度末現在）

整備計画延長 国：28.3 km 県：24.6 km

整備済延長 国：21.5 km 県：13.7 km

5 位置図



31 教職員配置の充実改善について

(文部科学省関係)

要望内容

教育上の課題解決と働き方改革に向けた教職員定数の加配定数措置の拡充

- 1 生徒指導体制の強化
- 2 小学校専科指導の充実
- 3 少人数学級編制の実施

(要 旨)

1 生徒指導体制の強化

本市では、平成 29 年 7 月に本市中学校生徒が校内で、いじめを主たる原因として、自ら尊い命を絶つという事案が発生しており、平成 30 年 12 月 28 日、本市教育委員会は広島市いじめ防止対策推進審議会からこの事案に係るいじめの全容、学校の対応や再発防止などの調査結果について、答申を受けました。

再発防止策の一つとして、児童生徒の実態把握や教育相談等の中心的な役割を担う「教育相談担当教員」を校内組織に位置付け、生徒指導主事と協力して生徒指導体制の充実を図ることとしており、とりわけいじめに関する課題が顕著な学校に対しては、教員の加配措置による専任化が重要な課題となっています。

また、就学援助率が高く、生徒指導上の課題が大きな学校については、生徒指導主事等の専任化により、各教員の学習指導に係る時間を確保し、教育格差の解消を図る必要があります。

つきましては、これらの教員の専任化に伴う加配定数を措置していただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

2 小学校専科指導の充実

本市では、これまで小学校において実施してきた英語教育を更に発展させ、会話や実際のコミュニケーション場면을重視した授業を行うことで国際平和文化都市にふさわしい人材の育成を目指すこととしており、こうした取組に英語専科教員の配置は欠かせません。

また、英語専科を含めた小学校専科指導教員による授業をより一層充実させることにより、質の高い教育を提供するとともに、教員の働き方改革推進の一助としたいと考えています。

つきましては、これら小学校専科指導教員の加配定数を拡充して措置していただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

3 少人数学級編制の実施

本市では、平成 20 年度から、個に応じたきめ細かな指導により、基礎学力の確実な定着に取り組む学校を支援するため、小学校 2 年生から中学校 1 年生において 35 人を上限とする少人数学級編制を実施しています。

そうした中、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」が改正され、令和 4 年度は、小学校 3 年生まで定数措置されることとなりましたが、本市では、小学校 4 年生から中学校 1 年生まで単独加配措置を実施します。しかし、本市の財政が厳しさを増す中、単独加配措置自体が困難な状況となっています。

これまでも、少人数学級編制に係る加配定数を措置していただいているところですが、更なる加配措置について、格別の御配慮をお願いいたします。